

第 7 編

資料

I 事務日程
県の事務

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
				(選挙準備) ・執行計画、事務分担、啓発計画(案)の作成 ・特別郵便等投票に係る関係者との協議・マニュアル等の作成 ・各種手続き、諸印刷物の作成(準備) ・投票用紙・封筒類の作成・発送 ・選挙運動用通常葉書差出票の作成 ・公営物資・証紙類の作成 ・選挙公報・審査公報の契約 ・点字名簿の契約 ・比例代表氏名揭示の契約 ・国民審査氏名揭示及び各種注意書きの作成・発送 ・選挙のお知らせ(小選挙区・比例)の契約 ・選挙のお知らせ(比例代表)の契約 ・各種議案の選挙管理委員会への協議 ・政治活動用ポスターの掲示の制限通知(法143⑬、⑰) (任満6ヶ月前(4月21日)～選挙期日) ・寄附禁止の強化通知(法199の2、199の5) (任満90日前(7月23日)～選挙期日)	
				各種準備	
10月4日	月	▲ 15	▲ 27	◎岸田首相記者会見(解散日・選挙期日を表明) 選挙特報発出(以下随時)	
10月5日	火	▲ 14	▲ 26	保健福祉医療会議(特別郵便等投票関係) 明るい選挙推進ポスターコンクール審査会(10:00～12:00)	WEB 大会議室B
10月6日	水	▲ 13	▲ 25	特別郵便等投票市町選管説明会(9:30～) 政見放送打ち合わせ会議(10:00～)	WEB 321会議室
10月7日	木	▲ 12	▲ 24	選挙管理委員会 【議案】 ・知事選の選挙期日決定 知事選選挙期日を関係機関へ通知・記者発表 選挙公報打ち合わせ会議	市内会議室 長崎新聞社
10月8日	金	▲ 11	▲ 23		
10月9日	土	▲ 10	▲ 22		
10月10日	日	▲ 9	▲ 21		
10月11日	月	▲ 8	▲ 20	候補者届出政党等説明会(14:00～) (市町の出席は不要) 「不在者投票の手引き」の発送 特別郵便等投票物資の発送(市町選管・保健所・宿泊療養施設)	議会棟2F会議室
10月12日	火	▲ 7	▲ 19	【事前審査】 市町選管委員長・書記長会議(10:00～) 特定国外派遣隊員の不在者投票投票用紙等(国民審査除く)の発送開始 特別郵便等投票の物資交付開始(物資届き次第直ちに) 総務省システム設置	WEB 書記室
10月13日	水	▲ 6	▲ 18	【事前審査】 公営物資箱詰め作業 投票速報記者レク	321会議室 記者室
10月14日	木	▲ 5	▲ 17	◎衆議院解散・選挙期日の決定 【事前審査】 【告示】 ・政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者届出政党ごとの放送回数(法150①、実施規程2) ・選挙人名簿登録基準日等(法22②、令14②) ・ポスター掲示開始期日(法144の2⑤、県規29) 政見放送事前申し込み	321会議室
10月15日	金	▲ 4	▲ 16	【事前審査】 投票速報用PGの市町選管への設置完了 政見放送事前収録日 総務省システム公示日リハーサル①	市町選管 各放送局 書記室

I 事務日程
県の事務

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
10月16日	土	▲ 3	▲ 15	【事前審査】 □投票速報用PG導通確認テスト(市町執務室→県へメール送信)	
10月17日	日	▲ 2	▲ 14	総務省システム公示日リハーサル②	書記室
10月18日	月	▲ 1	▲ 13	【選挙人名簿登録基準日・登録日】 □選挙人名簿登録者数速報受理(法22②、自治法第74④)・記者発表 立候補届出受理のリハーサル(15:00～17:00) 政見放送事前持込日	議会棟2F会議室 各放送局
10月19日	火	0	▲ 12	◎公示日 【委員会告示】 ・投票用紙の様式及び規格 ・国民審査における投票用紙の様式及び規格(審法14) ・繰上投票区及び投票期日(法56、令46①) ・選挙長及び同職務代理者の選任(法75、令80、81) ・選挙分会長及び同職務代理者の選任(法75、令80、81) ・審査分会長及び同職務代理者の選任(審法27) ・選挙会を行う場所及び日時(法78) ・選挙分会を行う場所及び日時(法78) ・審査分会を行う場所及び日時(審法34、法78) ・選挙公報掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(法169⑤) ・政見放送順序を定めるくじを行う場所及び日時(実施規程14①) ・投票所(期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。)における名簿届出政党等の名称及び略称の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(法175③、⑤) ・選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の額及び報酬の額(法197の2①、②、令129) ・選挙人名簿登録者数の50分の1及び3分の1の数ほか(自治法74ほか) ・開票区の設置(法18、令10の2) ・選挙運動費用支出制限額(法194①、196) 【選挙長告示】 ・選挙長の執務場所(県規3②) ・選挙立会人のくじを行う場所及び日時(法76、62⑥) ・候補者届出書の受理(法86⑬) ※以下「立候補届出」と表記 【選挙分会長告示】 ・選挙分会長の執務場所(県規3②) ・選挙立会人のくじを行う場所及び日時(法76、62⑥) 【審査分会長告示】 ・審査分会長の執務場所(県規3②) 【小選挙区・立候補届出受理等関係事務】 ・立候補届出受理(8:30～17:00)(法86①、②) ・立候補届出受理の際、違反文書にかかる撤去指導文書の交付 ※未 ・立候補届出受理の報告(法86⑬) ・立候補届出受理の通知(令92①) ・被選挙権等にかかる照会 ・立候補届出受理速報(総務省、市町、地方書記室、県政記者クラブ) ・選挙公営物資(法141⑤、県規3ほか)、証明書等(法149①、県規34①ほか)の交付 ・選挙事務所の設置・異動届の受付開始(法130②、令108) ・出納責任者の選任・異動届の受付開始(法180③、182) ・選挙運動事務員等届出書の受付開始(法197の2⑤、令129⑧) ・選挙立会人届出の受付開始(選挙期日前3日まで)(法76、62①) ・選挙公営にかかる契約締結の届出等の受付開始(法141⑦、県規17ほか) ・立候補辞退届出の期限(午後5時)(法86①、②) ・政見放送申込みの期限(法150①、実施規程5) ・政見放送、経歴放送順序を定めるくじの実施(実施規程14①) ・政見放送の日時の通知(実施規程14③) ・選挙公報掲載申請の期限(午後5時)(法169①) ・選挙公報原稿の印刷所持込み ・選挙公報掲載順序を定めるくじの実施(法169⑤) ・県選管ホームページに候補者の情報掲載 ・点字の候補者名簿の発注 ・「選挙のお知らせ(小選、点字・音声版)」の発注 【比例代表関係事務】 ・名簿届出政党等の通知受理、市町・地方書記室への通知(令92⑥) ・選挙事務所の設置、異動届の受付開始(法130②、令108) ・選挙立会人届出の受付開始(選挙期日前3日まで)(法76、62①)	委員会告示
					議会棟2F会議室

I 事務日程
県の事務

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
10月19日	火	0		<ul style="list-style-type: none"> 投票所（期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。）における比例代表氏名掲示の掲載順序を定めるくじの実施（法175③、⑤、県規53） 投票所（期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。）における比例代表氏名掲示の掲載順序の市町への通知（法175、県規53②） 比例代表氏名掲示（大）の校正完了 選挙公報掲載申請政党等の数及び掲載ページ等の通知受理 選挙公報掲載順序を定めるくじの実施（法169⑤） 県選管ホームページに名簿届出政党等の情報掲載 点字の名簿届出政党等名簿の発注 【国民審査関係事務】 審査対象裁判官情報をHPに掲載 審査公報のデータ原稿を受理（長崎新聞へ総務省から直メール） 	17:00以降 17:00以降 市内印刷所
10月20日	水	1	▲ 11	期日前投票・不在者投票開始 比例選挙公報のデータ原稿受理（長崎新聞へ総務省から直メール） 選挙公報（小選挙区・比例代表）の版下・フィルム作成、検査 国民審査審査公報の版下・フィルム作成、検査	長崎新聞社 長崎新聞社
10月21日	木	2	▲ 10	選挙公報・審査公報の印刷・発送（3区・4区） 選挙公報・審査公報PDFを県選管HPにアップ 点字名簿納品・発送（予定）	長崎新聞社
10月22日	金	3	▲ 9	選挙公報・審査公報の印刷・発送（1区・2区） 点字名簿納品・発送（予定）	長崎新聞社
10月23日	土	4	▲ 8	（雲仙市議一般選挙：選挙時登録） <input type="checkbox"/> 選挙人名簿登録者数速報受理（法22②、自治法第74④）・記者発表	雲仙市のみ
10月24日	日	5	▲ 7	（雲仙市議一般選挙：告示日）	
10月25日	月	6	▲ 6	選挙のお知らせ 納品・発送（予定） <input type="checkbox"/> 期日前投票者数速報受理（1回目）（～9:30）	
10月26日	火	7	▲ 5	選挙のお知らせ発送（予定） 総務省システム投票速報リハーサル①	
10月27日	水	8	▲ 4	<input type="checkbox"/> 投票速報用PC導通確認テスト（開票所→県へメール送信）	
10月28日	木	9	▲ 3	選挙立会人の届出期限（法76、62①） 選挙立会人のくじの実施（法76、62②） 選挙立会人の選任、通知（法76、62③） 総務省システム投票速報リハーサル② ◎小選挙区選挙補充立候補の届出期限（法86の4⑤）	
10月29日	金	10	▲ 2	選挙公報の各世帯配布期限（法170①） 政見放送最終日（実施規程12②） <input type="checkbox"/> 投票速報リハーサル（県・市町一斉） ※詳細は後日通知	
10月30日	土	11	▲ 1	◎線上投票区投票日（法56） <input type="checkbox"/> 期日前投票者数速報受理（2回目）（～9:30） 期日前投票及び不在者投票最終日 選挙運動最終日（法129） <input type="checkbox"/> 選挙当日有権者数速報受理 <input type="checkbox"/> 線上投票区投票結果速報受理・記者発表	
10月31日	日	12	0	◎選挙期日【投票日】 選挙事務所廃止届の受付 <input type="checkbox"/> 選挙当日有権者数記者発表（10:00） <input type="checkbox"/> 期日前投票者数速報受理（最終）・記者発表（～9:30） <input type="checkbox"/> 推定投票率速報受理・記者発表 <input type="checkbox"/> 投票結果速報・記者発表 <input type="checkbox"/> 開票状況（結果）速報・記者発表	雲仙市議一般同日
11月1日	月	13	1	投票結果の文書検収（法66③、令74、要領） 当選証書の作成 当選証書付与式の開催案内 各種通知（収支報告書提出・政党ポスター撤去）	321会議室

I 事務日程
県の事務

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
11月2日	火	14	2	投票結果の文書検収（法66③、令74、要領） 小選挙区選挙会（3区・4区 19:00～） 小選挙区選挙会（1区・2区 19:30～） 比例代表選挙分会・国民審査審査分会（20:00～）	321会議室
11月3日	水	15	3		
11月4日	木	16	4	選挙管理委員会（時間未定） 候補者・政党への当選の告知（法101の3②） 当選証書付与式（法105①）（時間未定） 当選人の住所及び氏名の告示（法101②） 小選挙区選挙の当選人に関する報告（総務大臣あて）（法108①） 比例代表の選挙分会報告（選挙長あて）（法81） 国民審査の審査分会報告（審査長あて）（審法29）	県庁内会議室 特別応接室 総務省 総務省 総務省
11月15日	月	27	15	選挙運動用収支報告書（第1回目）提出期限（法189①）	
11月30日	火	42	30	選挙の効力に関する訴訟提起期限（法204）	
12月3日	金	45	33	当選の効力に関する訴訟提起期限（法208）	
12月6日	月	48	36	供託証明書返還開始（訴訟提起がない場合）（法93、令93）	

2 市町の事務

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
				※ 選挙期日の公示前に準備・処理する主な事務 1. 開票区の分割協議 (法18②) 2. 投票区の見直し (投票区の告示) (法17②、③) 3. 執行計画、事務分担、事務従事者の選任・委嘱、選挙関係物資の整 4. ポスター掲示場 ・ 減少協議 (法144の2②) ・ 掲示場設置場所の選定 (法144の2、令111) ・ 掲示場設置図面の作成 (令111の2、要領) ・ 掲示場の設置 (公示前2日まで) (法144の2、県規28) ・ 掲示場設置場所の告示 (設置後直ちに) (法144の2④) ・ 立候補予定者等へのポスター掲示場設置図面の交付 (公示日前5日以降、希望者のみ候補者ごとに01枚以内) (令111の2、要領) 5. 個人演説会 (公営施設使用) ・ 施設の指定、施設管理者に対する費用額の承認 (法161③、令121) ・ 指定施設の県委員会への報告 (法161③) ・ 公営施設管理者からの行事等使用予定表等電報、使用予定表の作成 (令118) ・ 施設利用に関する定めの承認、会場使用料の公表 (令119②、121) 6. 選挙人名簿 ・ 登録の移替えを行わない期間の決定・広報 (告示) (令17ただし書 (登録の移替えの留保可能期間 (任満60日前8月23日～選挙期日)) ・ 選挙人名簿の登録予定者の調査 (法21⑤) ・ 選挙人名簿の整理及び抄本の作成 (法19④) 7. 在外選挙人名簿 ・ 登録事務の迅速化 (公示日～選挙期日は登録ができない。) (法30の6②) 8. 投票管理 ・ 投票期日の繰上げ内申 (該当市町) (法56、令46) ・ 投票時刻の繰上げ・繰下げの届出 (該当市町) (法40①ただし書 ・ 投票管理者、同職務代理者の選任 (内定) (法37、令24) ・ 投票立会人の選任 (内定) (法38、令27) ・ 投票所の設置場所の決定 (法39) ・ 不在者投票にかかる指定投票区等の決定 (法37⑦) ・ 各投票所の設備の決定、備品等の調達及び配設計画作成 ・ 小選挙区候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及 日時決定 (法175③、県規53③) ・ 投票所入場券の作成 (準備) (令31) ・ 転出 (予定) 者に対する案内通知の作成 (準備) 9. 期日前投票管理 ・ 期日前投票所の設置数、設置場所、設置期間等の決定 ・ 投票箱、投票録、封印された鍵、選挙人名簿抄本の保管・管理方法の ・ 投票管理者、同職務代理者、投票立会人の選任 (内定) 及び内定者等への事務手続き (通知) ・ 詐偽投票防止対策、投票録作成方法、鍵の封印などについて説明 ・ 投票箱、投票録、宣誓書記載台、投票記載台などの準備 ・ 複数の投票所を設ける場合の投票済み情報の伝達方法の検討 不在者投票 ・ 不在者投票指定施設の県選管への指定依頼 (該当市町) (令55②) ・ 不在者投票用紙等の交付場所の決定 (令53、54) ・ 不在者投票記載場所の決定 (令56、57) ・ 投票管理者 (市町選管委員) の事務補助執行者の決定、事務分担の ・ 不在者投票用紙等の公示日前送日の決定 (令53) (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の 不在者投票は公示日前7日 (10月12日) 以降)、 ・ 不在者投票請求の受理 (令50①、④) 11. 在外選挙投票 ・ 在外選挙の郵便投票に使用する投票用紙等の請求受理 (令65の11 (選挙期日前4日前まで) (衆議院議員の任期満了日前60日にあたる日又は衆議院の解散日か 投票用紙等を郵送することができる。) (令65の11、在外則23) 12. 開票管理 ・ 開票管理者、同職務代理者の選任 (内定) (法61、令67) ・ 開票所・開票場所・開票開始時刻の決定 (法63、64) ・ 開票立会人のくじを行う場所及び日時決定 (法62②) (選挙期日前3日 (10月28日) 午後5時以降) 13. 選挙公報・審査公報 ・ 配布計画の作成等 (法170①、②、誓令31)	
10月4日	月	▲ 15	▲ 27	◎ 厚田首相記者会見 (解散日・選挙期日を表明)	
10月5日	火	▲ 14	▲ 26		
10月6日	水	▲ 13	▲ 25	・ 特例郵便等投票市町選管説明会 (9:30～)	WEB
10月7日	木	▲ 12	▲ 24		

各種準備

2 市町の事務

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
10月8日	金	▲ 11	▲ 23		
10月9日	土	▲ 10	▲ 22		
10月10日	日	▲ 9	▲ 21		
10月11日	月	▲ 8	▲ 20	・ 候補者届出政等説明会 (14:00～) (市町の出席は不要)	議会棟2F会議室
10月12日	火	▲ 7	▲ 19	・ 特定国外派遣隊員の不在者投票投票用紙等 (国民審査を除く) の発送 開始 (令59の5の4⑦) ・ 市町選管委員長・書記長会議 (10:00～)	WEB
10月13日	水	▲ 6	▲ 18	・ 特例郵便等投票の交付物実到着・物実交付開始 (随時)	
10月14日	木	▲ 5	▲ 17	◎ 衆議院解散・選挙期日の決定 ・ ポスター掲示場図面の交付開始 (各市町: 希望する候補者にGD-R1枚)	
10月15日	金	▲ 4	▲ 16	◎ 開票速報用PCの市町選管への設置	市町選管
10月16日	土	▲ 3	▲ 15	◎ 開票速報用PC導通確認テスト (市町執務室→県へメール送信)	
10月17日	日	▲ 2	▲ 14	ポスター掲示場の設置期限 (要領) ポスター掲示場設置場所の告示 (設置後直ちに) (法144の2①、④)	
10月18日	月	▲ 1	▲ 13	【選挙人名簿登録基準日・登録日】 (法22②) ・ 選挙人名簿登録者数の県選管への報告 (~11:00) (令22①、要領) ○ 選挙人名簿登録抹消の告示 (随時) (法28) ○ 選挙人名簿登録者数の50分の1及び3分の1の数の告示 (地自法74ほか) ・ 不在者投票投票用紙等の発送開始 (国民審査を除く) (令53①)	
10月19日	火	0	▲ 12	◎ 公示日【諸告示の執行等】 ○ 投票所の告示 (法41①) ○ 投票管理者・同職務代理者の住所及び氏名の告示、選任通知 (法37②、令24①、25) ○ 投票所 (期日前投票所及び不在者投票記載場所を含む。) における 小選挙区候補者氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の 告示 (法175③、⑤、県規53③) ○ 期日前投票所の告示 (令49の7、令25) ○ 期日前投票所の投票管理者・同職務代理者の住所及び氏名等の告示、 選任通知 (令49の7、25、27) ○ 在外選挙人が投票を行う期日前投票所指定の告示 (令65の13ほか) ○ 不在者投票用紙等の交付場所の告示 ○ 開票管理者・同職務代理者の住所及び氏名の告示、選任通知 (法61②、令68) ○ 開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時の告示 (法62⑥) ○ 開票の場所及び日時の告示 (法64) ・ 投票立会人の選任及び通知 (本人及び投票管理者) (法38①、令27) ・ 期日前投票所の投票立会人選任及び通知 (本人及び投票管理者) (法48の②、38①、令49の7、27) ・ 投票所入場券の交付開始 (令31) ・ 小選挙区候補者氏名等の通知受理 (令92①) 及び候補者氏名等の投票管理者、開票管理者への通知 (令92②) ・ 比例代表名簿届出政等名称等の通知受理 (令92⑥) 及び名簿届出政等名称等の投票管理者、開票管理者への通知 (令92 ・ 国民審査裁判官氏名等の通知受理 (審法第5条の2) 及び裁判官氏名等の投票管理者、開票管理者への通知 (審法第5条の ・ 届出受理 ・ 選挙事務所設置届の受付開始 (法130②、令108) ・ 開票立会人届出の受付開始 (選挙期日前3日まで) (法62、令69) ・ 公営施設使用の個人演説会開催申出書の受付開始 (法163、令112①) ・ 選挙人名簿 (選挙時登録) の閲覧 (公示日のみ) (法28の2、24) ・ 在外選挙人名簿の閲覧 (公示日のみ) (法30の12、30の8) ・ 投票所 (期日前投票所及び不在者投票記載場所を含む。) における 小選挙区候補者氏名等の掲載順序を定めるくじの実施 (法175③、⑤) ・ 投票所 (期日前投票所及び不在者投票記載場所を含む。) における 名簿届出政等名称等の掲載順序の通知受理 (法175、県規53②) ・ 投票所 (期日前投票所及び不在者投票記載場所を含む。) に掲示する 小選挙区候補者氏名等・比例代表名簿届出政等名称等の氏名等 掲示の作成 (法175⑤) ・ 期日前投票所及び不在者投票所の準備完了 【不在者投票にかかる指定投票区等を定めた市町】 (法37⑦) ○ 指定投票区及び指定関係投票区の告示 (あらかじめ) (令26②) ・ 指定投票区及び指定関係投票区の県選管への報告 (あらかじめ) (令26 【投票期日の繰上げ・投票所開閉時刻の特例該当市町】	

2 市町の事務

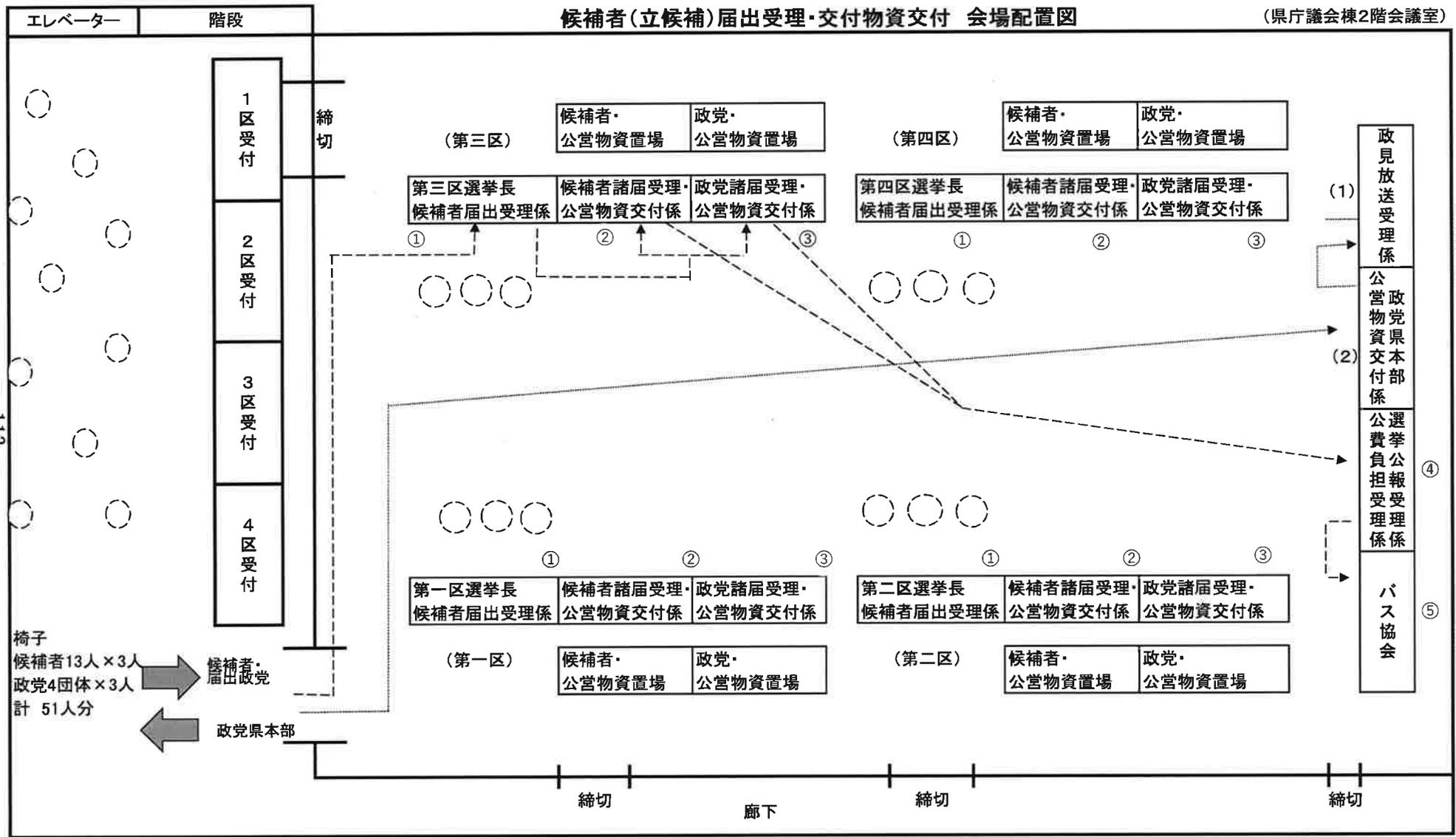
月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
10月19日	火	0	▲ 12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繰上投票期日の県選管からの通知受理（あらかじめ）（令46①）及び投票管理者・開票管理者への通知（令46②） ○ 投票所開閉時刻の繰上げ（繰下げ）の告示（法40②） ・ 投票管理者への通知（法40②） ・ 県選管への届出（あらかじめ）（法40②） 【期日前投票所開閉時刻の特例該当市町】 ○ 期日前投票所開閉時刻の繰上げ（繰下げ）の告示（法48の2③、40②）及び投票管理者への通知（法48の2、40②） 【その他】 ○ 県選管HP（衆議選特設ページ）のリンクを市町のHPに掲載 	
10月20日	水	1	▲ 11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期日前投票所及び不在者投票記載場所における小選挙区候補者氏名等・名簿届出政党等の名称等の掲示開始（法175②） ・ 期日前投票（国民審査を含む）の開始（法48の2①） ・ 不在者投票（国民審査を含む）の開始（法49） ・ 国民審査不在者投票投票用紙等の発送開始（審令13） 	
10月21日	木	2	▲ 10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙公報・審査公報の受領（3区・4区） ※一部の鹿島市町は翌日 ・ 公営施設使用の個人演説会等の開催開始（法161） 	
10月22日	金	3	▲ 9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙公報・審査公報の受領（1区・2区） 	
10月23日	土	4	▲ 8	<ul style="list-style-type: none"> （豊仙市議一般選挙：選挙時登録） ○ 選挙人名簿登録者数の県選管への報告（～11:00）（令22①、要領） ・ 点字の候補者等名簿の受領開始【予定】 	豊仙市のみ
10月24日	日	5	▲ 7	（豊仙市議一般選挙：告示日）	
10月25日	月	6	▲ 6	○ 期日前投票者数速報（1回目）（～9:30）	
10月26日	火	7	▲ 5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 投票所の告示期限（法41①） ・ 「選挙のお知らせ（点字・音声版等）」の受領開始【予定】 	
10月27日	水	8	▲ 4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 投票用紙用紙PC導通確認テスト（開票所→県へメール送信） ・ 郵便等不在者投票にかかる投票用紙等の請求期限（17時まで）（法49、令59の4①） ・ 在外選挙の郵便投票に使用する投票用紙等の請求期限（17時まで）（令65の11①） ・ 特例郵便等投票にかかる投票用紙等の請求期限（17時まで）（特例法3②） 	
10月28日	木	9	▲ 3	<ul style="list-style-type: none"> （投票立会人の選任、通知期限（法38①、令27）） ・ 特定国外派遣組織の不在者投票（国民審査を含む）にかかる投票用紙等の請求期限（17時まで）（法49、令59の5の4⑤） 【開票立会人届出期限】 ・ 開票立会人のくじの実施（法62②、④） ・ 3人に満たない場合の選任、本人への通知（法62③） ・ 開票立会人にかかる開票管理者への通知（令70の2②） 【▲補充立候補届出期限】（17時まで）（法86の4③） ・ （補充立候補があった場合）選挙当日の投票記載所に掲示する候補者氏名等の掲載順序を定めるくじを改めて実施（法175③ただし書き） 	
10月29日	金	10	▲ 2	<ul style="list-style-type: none"> 選挙公報の各世帯配布期限（法170①） ○ 投票用紙リハーサル（県・市町一斉） ※詳細は後日通知 	
10月30日	土	11	▲ 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 繰上投票区投票日（法56） ○ 期日前投票者数速報（2回目）（～9:30） ・ 期日前投票及び不在者投票最終日（法48の2ほか） ・ 選挙人名簿抄本の投票管理者への送付（令28） ・ 投票所入場券配布完了（令31） ・ 投票所、開票所の準備完了 ○ 選挙当日有権者数速報（～22:00） ○ 繰上投票区投票結果速報 	
10月31日	日	12	0	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選挙期日 ・ 投票所から300m以内の選挙事務所の閉鎖（法132）及び選挙事務所廃止届の受付 ・ 投票所内の氏名掲示等その他投票所内設備等の確認（法175①） ・ 不在者投票及び不在者投票調書の送致（令60②、61②） ○ 期日前投票者数速報（最終）（～9:30） ○ 投票結果等速報 	豊仙市議一般同日

2 市町の事務

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
11月1日	月	13	1	・ 投票結果の文書検取（法65③、令74、要領）	県庁321会議室
11月2日	火	14	2	・ 投票結果の文書検取（法65③、令74、要領）	県庁321会議室
			3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙結果報告等 ・ 執行経費等の報告、受入等 	

候補者(立候補)届出受理・交付物資交付 会場配置図

(県庁議会議棟2階会議室)



1 候補者(立候補)届出受理・公営物資等交付会場 配置図

II 立候補

2 候補者届出政党（候補者）の皆様へ

候補者届出政党の皆様へ

1. 受付係で受付を済ませてください。
(受付は、午前8時から行います。)

2. 立候補届出の受理は、次の方法により行います。

- (1) 受理は、午前8時30分から開始します。
- (2) 午前8時30分になりましたら、候補者のお名前をお呼びしますので、それまでに受付を済まされた方のうち、お配りした胸章を着けた方お一人ずつ、到着番号札をご用意のうえご参集願います。
【ご注意】点呼に応じられない場合、次のくじには参加できません。
- (3) 午前8時30分までに受付を済まされた方は、くじにより受理順位を決定します。
 - ① まず、受付の順で、「受理順位を定めるくじを引く順序を決めるくじ」を行います。
 - ② 次に、①で決められた順序で「受理順位を定めるくじ」を行います。
【ご注意】立候補届出受理の順位は、2回目のくじで直ちに決定するとは限りません。
(受理の際、必要な書類が不足している場合、選挙長は立候補届出を受理できません。
その場合は、次の順位以下の方々が、順次、繰り上がります。)
- (4) 午前8時30分経過後に受付をされた方の受理手続きは、午前8時30分前の受付者の立候補届出受理の終了後、受付順により行います。
【ご注意】立候補届出受理の順位は、受付順で直ちに決定するとは限りません。((3) と同様)

3. 各係の事務内容のご案内

- (1) 候補者届出受理係
立候補届出の受理を行い、「候補者届出書受理票」（候補者用と政党用の2枚）、「ポスター掲示場区画番号指定票」等を交付します。
- (2-1) 候補者諸届受理・公営物資交付係
候補者の諸届出や申出書（候補者用の「選挙事務所設置届」、「出納責任者選任届」、「選挙運動事務局等届」、候補者用の「選挙運動用ピラ証紙交付申出書」）を提出してください。
候補者用の公営物資等の交付を行いますので、選挙長から交付された候補者用の「候補者届出書受理票」を提出してください。また、候補者用の選挙運動用ピラ証紙の交付を行います。
- (2-2) 政党諸届受理・公営物資交付係
政党の諸届出（政党用の「選挙事務所設置届」、「出納責任者選任届（候補者が届け出ない場合のみ）」、政党用の「選挙運動用ピラ証紙交付申出書」、「選挙運動用ポスター証紙交付申出書」）を提出してください。
政党用の公営物資等の交付を行いますので、政党用の「候補者届出書受理票」を提出してください。
また、政党用の選挙運動用ピラ証紙、選挙運動用ポスター証紙の交付を行います。
- (3) 政見放送受理係 「政見放送申込書」及び「経歴放送用の候補者経歴書」を提出してください。（事前の申込みをされた方は不要です。）
- (4) 選挙公報受理係 選挙公報の掲載申請を行ってください。
- (5) 公費負担受理係 選挙公営に係る「契約届出書」をお持ちの方は、提出してください。
- (6) 政党県本部公営物資交付係
「候補者届出政党用通常業書使用証明書」及び届出候補者の数に限らず、政党に対して同数が交付される物資等を交付する係です。係の者が順次、お名前をお呼びしますので受付でしばらくお待ちください。
政党名をお呼びしますので、案内に従って担当の方が公営物資の交付を受けてください。

4. 手続きの順序

裏面「立候補届出受理・公営物資交付等会場配置図」をご覧ください。

選挙公報の掲載順序を定めるくじの実施日時 令和3年10月19日（火）午後6時00分
場所 長崎県選挙管理委員会書記室

候補者の皆様へ

1. 受付係で受付を済ませてください。
(受付は、午前8時から行います。)

2. 立候補届出の受理は、次の方法により行います。

- (1) 受理は、午前8時30分から開始します。
- (2) 午前8時30分になりましたら、候補者のお名前をお呼びしますので、それまでに受付を済まされた方のうち、お配りした胸章を着けた方お一人ずつ、到着番号札をご用意のうえご参集願います。
【ご注意】点呼に応じられない場合、次のくじには参加できません。
- (3) 午前8時30分までに受付を済まされた方は、くじにより受理順位を決定します。
 - ① まず、受付の順で、「受理順位を定めるくじを引く順序を決めるくじ」を行います。
 - ② 次に、①で決められた順序で「受理順位を定めるくじ」を行います。
【ご注意】立候補届出受理の順位は、2回目のくじで直ちに決定するとは限りません。
(受理の際、必要な書類が不足している場合、選挙長は立候補届出を受理できません。
その場合は、次の順位以下の方々が、順次、繰り上がります。)
- (4) 午前8時30分経過後に受付をされた方の受理手続きは、午前8時30分前の受付者の立候補届出受理の終了後、受付順により行います。
【ご注意】立候補届出受理の順位は、受付順で直ちに決定するとは限りません。((3) と同様)

3. 各係の事務内容のご案内

- (1) 候補者届出受理係
立候補届出の受理を行い、「候補者届出書受理票」、「ポスター掲示場区画番号指定票」等を交付します。
- (2) 候補者諸届受理・公営物資交付係
諸届（「選挙事務所設置届」、「出納責任者選任届」、「選挙運動事務局等届」、「選挙運動用ピラ証紙交付申出書」）を提出してください。
公営物資等の交付を行いますので、選挙長から交付された「候補者届出書受理票」を提出してください、また、選挙運動用ピラ証紙の交付を行います。
- (3) 選挙公報受理係
選挙公報の掲載申請を行ってください。
- (4) 公費負担受理係
選挙公営に係る「契約届出書」をお持ちの方は、提出してください。

4. 手続きの順序

裏面「立候補届出受理・公営物資交付等会場配置図」をご覧ください。

選挙公報の掲載順序を定めるくじの実施日時 令和3年10月19日（火）午後6時00分
場所 長崎県選挙管理委員会書記室

Ⅲ 速報

1 記者発表要領

1 発表の種類及び内容等

発表の種類	発表日時		発表の内容	発表 様式
	月日	時間		
1 選挙人名簿登録者数	10月18日(月) (公示日の前日)	集計完了次第 (15時頃)	小選挙区別、市町別、男女別の ・選挙人名簿登録者総数 ・前回(29)の選挙人名簿登録者数 ・国内+在外、国内、在外	衆発一 1号 【メ】 【HP】
2 候補者届出状況 (小選挙区)	10月19日(火) (公示日)	10時15分 15時15分 17時15分	・小選挙区別候補者一覧表 (届出受理番号、受理時刻、届出の 別、届出政党等の名称、氏名、本 籍、住所、年齢、職業、新元元の 別等)	衆発一 2号 【メ】 【HP】
3 線上投票区投票結果 (小選挙区)	10月30日(土) (選挙期日前日)	集計完了次第 (22時30分頃 見込み)	・線上投票区別、男女別の有権者数 ・市町ごとの男女別の投票者数、投票 率及び前回投票率	衆発一 3号 【メ】 【HP】
4 選挙当日有権者数	10月31日(日) (選挙期日)	10時	・小選挙区別、市町別に、男女別の 選挙当日有権者数 (国内+在外、国内、在外)	衆発一 4号 【メ】 【HP】
5 推定投票率 (小選挙区)	10月31日(日) (選挙期日)	10時現在 11時現在 14時現在 16時現在 18時現在 19時30分現在 をそれぞれ、計算 次第 (概ね各現在の 50分後)	・小選挙区別、市町別に、男女別の 推定投票率及び前回同時刻の推定 投票率	衆発一 5号 【メ】 【HP】
6 期日前投票者数速報 (小選挙区)	10月25日(月) (選挙期日6日前)	12時	・小選挙区別、市町別に10月24 日現在の期日前投票者数及び投票 率(対選挙人名簿登録者数比)並 びに前回同時点の実績	衆発一 期日前 【メ】 【HP】
	10月30日(土) (選挙期日前日)	12時	・小選挙区別、市町別に10月29 日現在の期日前投票者数及び投票 率(対選挙人名簿登録者数比)並 びに前回同時点の実績	
	10月31日(日) (選挙期日)	12時	・小選挙区別、市町別に期日前投票 者総数及び投票率(対当日有権者 数比)並びに前回同時点の実績	

発表の種類	発表日時		発表の内容	発表 方法
	月日	時間		
7 投票結果一覧 (小選挙区・ 比例代表)	10月31日(日) (選挙期日)	(小選挙区) 21時00分 22時00分 23時00分 (比例代表) 確定のみ	・市町別、選挙区別(小選挙区のみ)、 男女別の選挙当日有権者数、投票 者数、投票率及び前回投票率 (国内+在外、国内、在外)	衆発一 6号の1 6号の2 【メ】 【HP】
8 開票状況・開票結果一覧 (小選挙区)	10月31日(日) (選挙期日～)	22時30分を第 1回目として30 分ごとに	<開票状況> ・小選挙区ごとに、市町別、候補 者別の得票数及び開票進捗率 <開票結果> ・小選挙区ごとに、市町別、候補 者別の得票数、有効投票数、無 効投票数、投票総数、投票者数 及び惜敗率	衆発一 7号 【メ】 【HP】
9 開票結果一覧 (比例代表)	10月31日(日) (選挙期日～)	23時00分を第 1回目として1時 間ごとに	・市町別、名簿届出政党等別の得票 数、有効投票数、無効投票数、投 票総数及び投票者数 ※各市町の確定結果のみ。	衆発一 8号 【メ】 【HP】
10 投票結果一覧 審査結果一覧 (国民審査)	10月31日(日) (選挙期日翌日)	審査結果の集計完 了次第	・市町別の投票結果、市町別及び裁 判官別の審査結果	国発一 1、2号 【メ】 【HP】

※【メ】：電子メールによる資料提供 【HP】：県選管ホームページによる資料提供

2 発表の方法

各社指定のEメールアドレスに電子ファイルを送信後、2と3を除く1～10については、
県選管ホームページにも掲載します。(ただし、7は全市町確定時のみ)
※上記発表のうち2(候補者届出情報)はPDFファイルにて送信。それ以外は、エクセル
ファイルにて送信します。

【発表資料の提供方法について】

- 既にご提供いただいている各社指定のEメールアドレス(2つまで)に送信します。
- 県選管から送信するメールは全てパスワード付きのメールです。
(本メール+パスワード通知メール)
→1の選挙人名簿登録者数から全てパスワードを「12345」に設定します。

3 投開票速報について(選挙期日)

選挙期日当日の投開票情報については、上記7～10の他、下記資料を参考資料として、提供します。

項目	参考資料の提供内容	備考
1 小選挙区開票 状況個票(中間)	市町の小選挙区の開票状況中間速報の個票 〔県選管への報告：＝開票区ごと以下のとおり〕 長崎市(1区)、佐世保市(4区)：22時30分から30分ごと 諫早市、大村市：開票進捗率50%、75% その他の開票区：開票進捗率50% ※長崎市(2区)、佐世保市(3区)を含む	エクセル 【メ】
2 小選挙区開票 結果個票(確定)	市町の小選挙区の開票結果(確定)速報の個票 〔県選管への報告：開票結果判明次第〕	エクセル 【メ】
3 比例代表開票 結果個票(確定)	市町の比例代表の開票結果(確定)速報の個票 〔県選管への報告：開票結果判明次第〕	エクセル 【メ】

※1～3については、全て未チェック個票とチェック済個票をそれぞれメールで提供

4 その他

- (1) 県選管開票速報本部(投開票速報集計会場)の設置場所：行政棟4階市町村課内
- (2) この発表を円滑に行うため、次のことにご協力をお願いします。
 - ① 各報道機関は、取材にあたって各市町選挙管理委員会の投開票事務に支障のないようご留意ください。
 - ② 投開票速報集計会場へは、選挙期日は立ち入らないでください。
 - ③ 県選管と県政記者クラブとの折衝は、全て幹事社を通じて行います。
 - ④ 県選管の記者クラブへの発表は、次の者が行います。

県選挙管理委員会書記室 総括書記長補佐 北村 哲也

2 速報実施要領

第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査における投開票結果等の速報について、各市町選挙管理委員会が行う事務については、この要領に定めるところによります。

1. 速報実施方法

全ての報告について、電子メールによる報告とします。

2. 速報の種類及び速報時刻等

速報の種類	速報の日時		対象市町等	留意事項
	月日	時刻		
(1) 選挙人名簿登録者数 (選挙時登録) 様式：衆受1号-1 衆受1号-2	10月18日(水)	11:00までに	全市町	・在外選挙人名簿登録者数を含む。
(1)-2 選挙人名簿登録者数 (選挙時登録)	10月23日(土)	13:00までに	雲仙市のみ	・市議一般選の選挙時登録 ・選挙人名簿登録者数(国内)のみ
(2) 期日前投票者数 (1回目) 【小選挙区】 様式：衆受一期日前	10月25日(月)	10:00までに	全市町	・10月24日(日)までの期日前投票者数の累計報告。 ・在外期日前を含む。
(3) 期日前投票者数 (2回目) 【小選挙区】 様式：衆受一期日前	10月30日(土)	10:00までに	全市町	・10月29日(金)までの期日前投票者数の累計報告。 ・在外期日前を含む。
(4) 繰上投票区投票結果 【小選挙区】 様式：衆受2号	10月30日(土)	投票結果が判明次第直ちに	繰上投票区を有する市町	・全投票区分をまとめて報告。 ・期日前投票者数を含み、指定関係投票区以外の投票区にあつては不在者投票者数を含む。
(5) 選挙当日有権者数 様式：衆受3号	10月30日(土)	22:00までに	全市町	・国内有権者数 ・在外有権者数 ・合計
(6) 期日前投票者数(最終) 【小選挙区】 様式：衆受一期日前	10月31日(日)	10:00までに	全市町	・期日前投票者の総数を報告する。 ・在外期日前を含む。

速報の種類	速報の日時		対象市町等	留意事項
	月日	時刻		
(7) 推定投票率 (小選挙区) 様式：衆受4号	10月31日(日)	10:00現在 11:00現在 14:00現在 16:00現在 18:00現在 19:30現在をそれぞれ 20分後までに	全市町	・投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し第2位まで算出する。 ・次の事項に留意すること。 ○当日投票所における投票者数で算出 ○選挙当日有権者数は「国内」を用いる ○期日前投票者数及び不在者投票者数は含めない。 ○在外選挙人の各種投票者数を含めない。
(8) 投票結果 (小選挙区・比例代表・国民審査) 様式：衆受5号-1 衆受5号-2 国受1号	10月31日(日)	投票結果が判明次第直ちに	全市町	・期日前投票者、不在者投票者、繰上投票者及び在外投票者の脱落や二重計上がないよう注意する。 ・在外不在者投票・在外期日前投票・洋上投票・国外不在者投票など、頻度が少ないものは要注意。
(9) 開票状況・中間速報 (小選挙区) 様式：衆受6号	10月31日(日) ～ 11月1日(日)	①長崎市1区及び佐世保市4区 → 22:30から30分ごと ②諫早市及び大村市 → 開票進捗率が概ね50%及び75%のとき ③①②以外の開票区 → 開票進捗率が概ね50%のとき		・各候補者の得票数は報告時現在の累計数で報告すること。
(10) 開票結果速報 (小選挙区・比例代表・国民審査) 様式：衆受6号 衆受6号付表 衆受7号 衆受7号付表 国受2号	10月31日(日) ～ 11月1日(日)	【確定】 それぞれ開票結果判明次第	全市町	・「その他」に異常値が計上された場合、必要に応じて開票所内の票数を再計算し、投票結果を調査するなど、原因究明に努めること。

3. 報告方法について

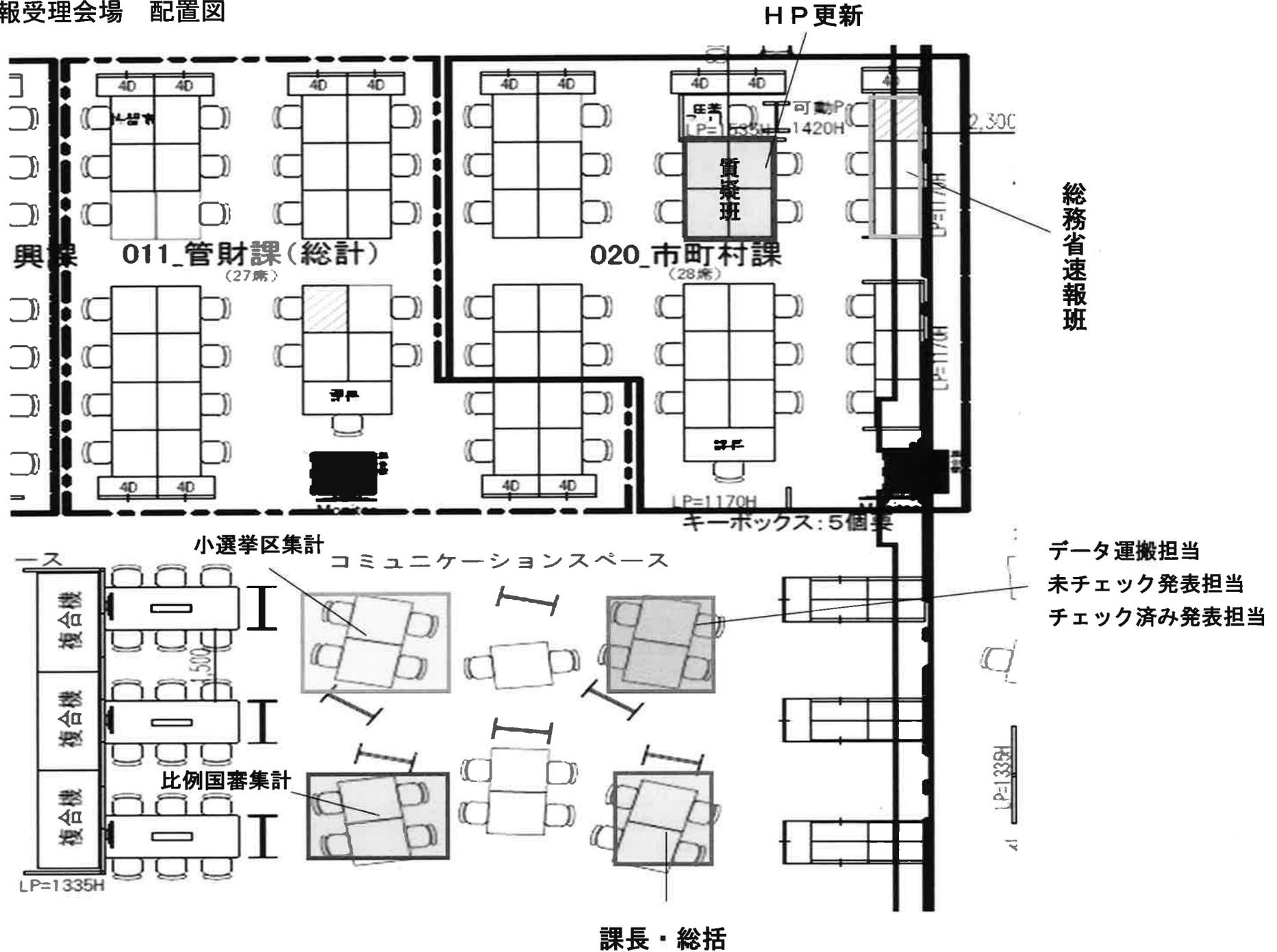
- (1)～(7) 電子メールで報告（市町選管のPCを用いて報告）→ senkan@pref.nagasaki.lg.jp
- (8)～(10) 電子メールで報告（県選管が設置するPCを用いて報告）→ グループウェアで送信

4. その他

- ① (8)～(10) 速報にあたっては、各報告様式に必ず「市町名」及び「発信者の氏名」を明記してください。
また、内容確認が必要な際、速報担当者に確実に連絡がとれる電話番号を明記してください。
- ② 機械の故障等により、パソコンによる速報ができない場合は、電話で速報してください。なお電話する場合は、必ず市町名及び発信者の名前を告げ、受信者の氏名及び速報時間を確認してください。
- ③ 訂正又は送信不良等で再度報告する場合は、余白に「訂正分」又は「再送分」と記載し、あわせて報告時刻の訂正を行ってください。
- ④ 県選管への速報後、その内容について報道機関へ任意に発表することは差し支えありません。
ただし、その後の開票事務や県選管への速報に支障がでないよう注意してください。
- ⑤ 長崎市、佐世保市については、長崎市（第1区）と長崎市（第2区）と佐世保市（第3区）と佐世保市（第4区）は別団体として取り扱うため、それぞれから県選管へ報告を行ってください。
- ⑥ 待機解除については、県選管から開票所への電話連絡を行います。

【注】⑥の待機解除後も総務省が都道府県選管に待機解除を出すまでは、緊急連絡をする場合があるので、緊急連絡先の携帯電話は、電源を切らずに連絡がとれる状態にしておいてください。

3 投開票速報受理会場 配置図



IV 委員長談話 【公示日】

長崎県選挙管理委員会委員長談話

本日、第四十九回衆議院議員総選挙の期日が公示され、来る十月三十一日(日曜日)に投票が行われることになりました。

選挙は、有権者が投票という手段により政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる、もつとも重要な制度であります。

有権者の皆様は、この選挙の重要性を十分認識され、各候補者の人柄や識見、各政党等の政策・公約を見極め、自らの自由な判断によって、もれなく貴重な一票を投ぜられるよう切望いたします。

特に、若い世代の皆様におかれましては、次世代を担う主権者の一人として、現況と将来を捉え、自分の考えを一票に託していただきますようお願いいたします。

今回の選挙では、「〇に小」の印がある小選挙区選挙の投票用紙には候補者の氏名を、「〇に比」の印がある比例代表選挙の投票用紙には政党等の名称又は略称を記載して投票してください。

なお、投票日当日、やむを得ない用件などで投票できない方は、期日前投票制度や不在者投票制度がありますので、こうした制度を十分にご活用いただき、貴重な一票を無駄にすることのないようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症により自宅や宿泊施設等において療養されている方につきましては、郵便等により投票ができる特例郵便等投票制度が利用できますので、投票を希望される方は選挙人名簿登録地の選挙管理委員会へ投票用紙等を請求し、投票を行っていただきますようお願いいたします。

投票所や期日前投票所等においては、筆記用具や記載台等の定期的な消毒や会場の換気など、十分な感染対策を講じておりますので、安心して投票所へお出かけいただけますようお願いいたします。投票所の混雑が心配な方は、市町選挙管理委員会のホームページ等で過去の選挙における混雑状況の提供等を行っておりますので、投票所に行く時間の参考にしてください。

なお、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の方も、投票所等において投票ができますので、他の有権者と同様、マスクの着用や手指衛生の徹底等、基本的な感染対策を講じていただいた上で、投票所へお出かけいただけますようお願いいたします。

また、候補者をはじめ運動員の方々には、有権者に対し政見を訴えていただくとともに、選挙のルールを守り、公正な選挙運動を展開され、有権者の期待と信頼に応えられるようお願いいたします。

民主政治の健全な発展を期し、ここに強くお願いする次第です。

令和三年 十月 十九日

長崎県選挙管理委員会委員長

葺本 昭晴

【投票日】

長崎県選挙管理委員会委員長談話

本日は、第四十九回衆議院議員総選挙及び第二十五回最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

有権者の皆様におかれましては、今回の選挙の持つ意義を十分認識いただき、各候補者や政党等の政見、政策を見極めた上で、貴重な一票をもなく投じていただきたいと存じます。

特に若い世代の皆様におかれましては、次世代を担う主権者の一人として、積極的に投票していただきますようお願いいたします。

今回の選挙では、「○に小」の印がある小選挙区選挙の投票用紙には候補者の氏名を、「○に比」の印がある比例代表選挙の投票用紙には政党等の名称又は略称を記載して投票してください。

投票所においては、十分な新型コロナウイルス感染症対策を講じております。安心して投票所へお出かけください。また、投票所への来場の際は、マスクの着用・手指消毒など感染予防対策にご協力をお願いいたします。

なお、万一、皆様のお手元に配布された投票所入場券をなくしたり、忘れてしまったりした場合でも投票できますので、その際は投票所の担当者へ申し出てください。

有権者の皆様が、大切な一票を棄権することなく、投じられることを期待いたします。

令和三年 十月 三十一日

長崎県選挙管理委員会委員長

葺本 昭晴

V 告示

委員会告示(予定)

NO	告示 番号	告示 日	内 容	議案		公報 番号	校了	納品
				番号	付議(専決)			
1	27	R3.10.14	政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者届出政党ごとの放送回数	議案66	R3.9.10	外選	R3.10.12	
2	28	R3.10.14	選挙人名簿登録基準日等の決定(法22③、令14②)	協議(2)	R3.8.19	外選	R3.10.12	
3	29	R3.10.14	ポスターの掲示開始期日(法144の2⑤、県規30)	協議(3)	R3.8.19	外選	R3.10.12	
4	30	R3.10.19	繰上投票区及び投票期日(法56、令46①)	協議(4)	R3.8.19	外選1	R3.10.15	
5	31	R3.10.19	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票用紙の様式及び規格(法45、規5第5号様式(その1))(審法14)	協議(1)	R2.9.10	外選1	R3.10.15	
6	32	R3.10.19	選挙長及び同職務代理者の選任(法75、令81)	協議(5)	R3.8.19	外選1	R3.10.15	
7	33	R3.10.19	選挙分会長及び同職務代理者の選任(法75、令81)	協議(6)	R3.8.19	外選1	R3.10.15	
8	34	R3.10.19	審査分会長及び同職務代理者の選任(審法27④、審令15、令81)	協議(7)	R3.8.19	外選1	R3.10.15	
9	35	R3.10.19	選挙公報掲載順序のくじを行う場所及び日時(法169⑥)	協議(8)	R3.8.19	外選1	R3.10.15	
10	36	R3.10.19	政見放送の順序のくじを行う場所及び日時(実施規程14⑦)	協議(9)	R3.8.19	外選1	R3.10.15	
11	37	R3.10.19	衆議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等の名称及び略称の掲示等の掲載順序のくじを行う場所及び日時(法175③)	協議(10)	R3.8.19	外選1	R3.10.15	
12	38	R3.10.19	選挙会を行う場所及び日時(法78)	協議(11)	R3.8.19	外選1	R3.10.15	
13	39	R3.10.19	選挙分会会を行う場所及び日時(法78)	協議(12)	R3.8.19	外選1	R3.10.15	
14	40	R3.10.19	審査分会会を行う場所及び日時(審法34、法78)	協議(13)	R3.8.19	外選1	R3.10.15	
15	41	R3.10.19	選挙運動従事者及び労働者に対する実費弁償の額及び報酬の額(法197の2①②、令129)	協議(14)	R3.8.19	外選1	R3.10.15	
16	42	R3.10.19	選挙人名簿登録者数の50分の1及び3分の1の数(自治法74等)	協議(15)	R3.8.19	外選2	R3.10.19	
17	43	R3.10.19	選挙運動費用支出制限額(法196)	協議(16)	R3.8.19	外選2	R3.10.19	
18	44	R3.10.19	開票区の設置について(法18③)	協議(17)	R3.8.19	外選2	R3.10.19	
19	46	R3.10.19	選挙公報掲載順序を定めるくじを行う日時の変更	—	R3.10.19	外選5	R3.10.19	
20	47	R3.11.4	衆議院小選挙区選出議員選挙における当選人の住所及び氏名並びに候補者届出政党の名称(法101②)			外選	R3.11.1	
21	13	R4.2.4	分割開票区の廃止		R4.2.4	定例	R3.1.28	
22	21	R4.5.10	選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨(法192①②)			定例		

第1区選挙長告示

NO	告示 番号	告示 日	内 容	起案	決裁	公報 番号	校了	納品
1	1	R3.10.19	第1区選挙長の執務場所(県規3②)	R3.10.11	R3.10.12	外選3	R3.10.13	
2	2	R3.10.19	第1区選挙立会人のくじを行う場所及び日時(法76、法62⑥)	R3.10.11	R3.10.12	外選3	R3.10.13	
3	3	R3.10.19	第1区立候補届受理(法86③)	R3.10.11	R3.10.12	外選4	R3.10.19	

第2区選挙長告示

NO	告示 番号	告示 日	内 容	起案	決裁	公報 番号	校了	納品
1	1	R3.10.19	第2区選挙長の執務場所(県規3②)	R3.10.11	R3.10.12	外選3	R3.10.13	
2	2	R3.10.19	第2区選挙立会人のくじを行う場所及び日時(法76、法62⑥)	R3.10.11	R3.10.12	外選3	R3.10.13	
3	3	R3.10.19	第2区立候補届受理(法86③)	R3.10.11	R3.10.12	外選4	R3.10.19	

第3区選挙長告示

NO	告示 番号	告示 日	内 容	起案	決裁	公報 番号	校了	納品
1	1	R3.10.19	第3区選挙長の執務場所(県規3②)	R3.10.11	R3.10.12	外選3	R3.10.13	
2	2	R3.10.19	第3区選挙立会人のくじを行う場所及び日時(法76、法62⑥)	R3.10.11	R3.10.12	外選3	R3.10.13	
3	3	R3.10.19	第3区立候補届受理(法86③)	R3.10.11	R3.10.12	外選4	R3.10.19	

第4区選挙長告示

NO	告示 番号	告示 日	内 容	起案	決裁	公報 番号	校了	納品
1	1	R3.10.19	第4区選挙長の執務場所(県規3②)	R3.10.11	R3.10.12	外選3	R3.10.13	
2	2	R3.10.19	第4区選挙立会人のくじを行う場所及び日時(法76、法62⑥)	R3.10.11	R3.10.12	外選3	R3.10.13	
3	3	R3.10.19	第4区立候補届受理(法86③)	R3.10.11	R3.10.12	外選4	R3.10.19	

選挙分会長告示

NO	告示 番号	告示 日	内 容	起案	決裁	公報 番号	校了	納品
1	1	R3.10.19	選挙分会長の執務場所(県規3②)	R3.10.11	R3.10.12	外選3	R3.10.13	
2	2	R3.10.19	選挙分会立会人のくじを行う場所及び日時(法76、法62⑥)	R3.10.11	R3.10.12	外選3	R3.10.13	

審査分会長告示

NO	告示 番号	告示 日	内 容	起案	決裁	公報 番号	校了	納品
1	1	R3.10.19	審査分会長の執務場所(県規87②)	R3.10.11	R3.10.12	外選3	R3.10.13	

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

- ◎ 選挙管理委員会告示 所管課(室)名
選挙管理委員会書記室
 - ・政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者届出政党ごとの放送回数
 - ・選挙人名簿登録基準日等
 - ・ポスターの掲示開始期日

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第27号

第49回来議院議員総選挙（小選挙区選出）において政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者届出政党ごとの放送回数を、次のとおり定めた。

令和3年10月14日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

1 テレビジョン放送

一般放送事業者名	回 数	
	届出候補者数が1人 又は2人のとき	届出候補者数が3人 又は4人のとき
長崎放送株式会社	1	1
長崎文化放送株式会社	1	1

2 ラジオ放送

一般放送事業者名	回 数	
	届出候補者数が1人 又は2人のとき	届出候補者数が3人 又は4人のとき
長崎放送株式会社		1

長崎県選挙管理委員会告示第28号

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙における選挙人名簿の登録の基準日及び登録日を次のとおり定めた。

令和3年10月14日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

- (1) 基 準 日 令和3年10月18日
(但し、年齢要件は10月31日)
- (2) 登 録 日 令和3年10月18日

長崎県選挙管理委員会告示第29号

令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により、ポスター掲示場に掲示するポスターの掲示開始の日を次のとおり定めた。

令和3年10月14日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

掲示開始日 令和3年10月19日

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通 八二四二二一四

印刷所
長崎市弥生町八番二十号

株式会社
岩水印刷所

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県規集に登録するもの



長崎県公報

目 次

選挙管理委員会告示	所管課(室)名
・ 繰上投票区及び投票期日	選挙管理委員会書記室
・ 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票用紙の様式及び規格	〃
・ 選挙長及び同職務代理者の選任	〃
・ 選挙分会長及び同職務代理者の選任	〃
・ 審査分会長及び同職務代理者の選任	〃
・ 選挙公報掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	〃
・ 政見放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時	〃
・ 衆議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等の名称及び略称の掲示等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	〃
・ 選挙会を行う場所及び日時	〃
・ 選挙分会を行う場所及び日時	〃
・ 審査分会を行う場所及び日時	〃
・ 選挙運動従事者及び労働者に対する実費弁償の額及び報酬の額	〃

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第30号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第56条の規定により、繰上投票を行わせる投票区及びその投票期日を次のとおり定めた。

令和3年10月19日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

市町名	繰上投票区名	投票期日
五 島 市	福江第22投票区（久賀島地区） 奈留第1投票区（浦地区） 奈留第2投票区（泊・大林・前島・汐池・東風泊地区） 奈留第3投票区（船廻・矢神・南越地区） 奈留第4投票区（白這地区） 奈留第5投票区（夏井・大串地区）	令和3年10月30日
西 海 市	第28投票区（江島地区） 第29投票区（平島地区） 第32投票区（釜浦地区（松島）ほか） 第33投票区（外平地区（松島））	
小 値 賀 町	第5投票区（大島地区）	

長崎県選挙管理委員会告示第31号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において使用する投票用紙の様式及び規格を次のとおり定めた。

令和3年10月19日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

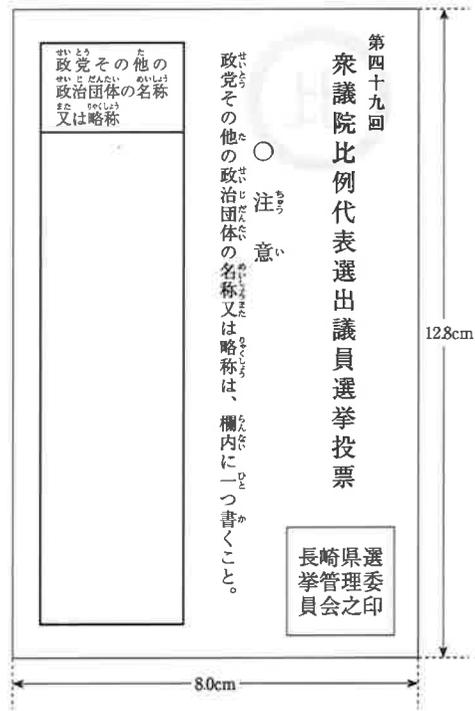
1 衆議院小選挙区選出議員選挙投票用紙

- 備考 1 投票用紙の色はあさぎ色とし、文字は黒色刷りとする。
 2 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。

2 衆議院小選挙区選出議員選挙点字投票用紙

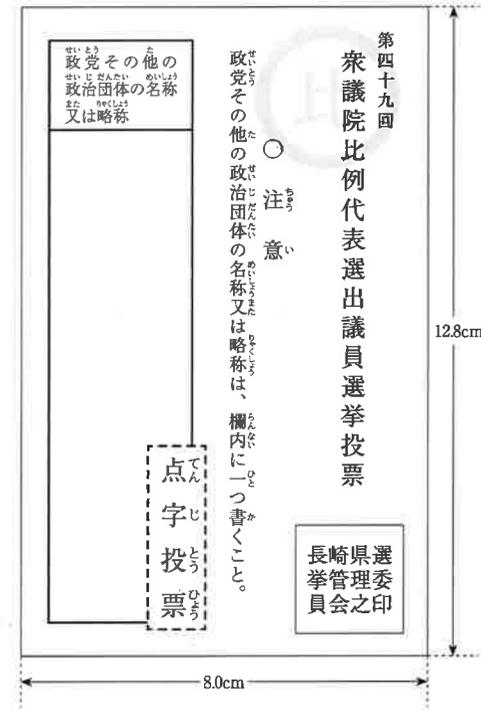
- 備考 1 投票用紙の色はあさぎ色とし、文字は黒色刷りとする。
 2 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。
 3 点字投票である旨の表示を赤色で印刷するものとする。
 4 右中央部に「せんきょく」と点字により表示するものとする。

3 衆議院比例代表選出議員選挙投票用紙



- 備考 1 投票用紙の色はピンク色とし、文字は黒色刷りとする。
2 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。

4 衆議院比例代表選出議員選挙点字投票用紙



- 備考 1 投票用紙の色はピンク色とし、文字は黒色刷りとする。
2 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。
3 点字投票である旨の表示を赤色で印刷するものとする。
4 右中央部に「ひれい」と点字により表示するものとする。

長崎県選挙管理委員会告示第32号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和3年10月19日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

選挙区	選 挙 長		選挙長職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
長崎県第一区	大塚 英 樹	長崎市下西山町16番6号	高石 光 範	西彼杵郡時津町元村郷464
長崎県第二区	北村 哲 也	長崎市虹が丘町14番16号	真鳥 達一郎	長崎市平和町26番15号
長崎県第三区	小橋 和 則	長崎市かき道5丁目2番1-203号	佐藤 大 輔	長崎市かき道5丁目2番4-301号
長崎県第四区	永川 慎 吾	長崎市戸石町500番337	松岡 勇 樹	長崎市葉山1丁目11番26-302号

長崎県選挙管理委員会告示第33号

令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区における長崎県選挙分会長及び選挙分会長の職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和3年10月19日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

選 挙 分 会 長		選挙分会長職務代理者	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
大塚 英 樹	長崎市下西山町16番6号	高石 光 範	西彼杵郡時津町元村郷464

長崎県選挙管理委員会告示第34号

令和3年10月31日執行の最高裁判所裁判官国民審査における長崎県審査分会長及び審査分会長の職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和3年10月19日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

審 査 分 会 長		審査分会長職務代理者	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
北村 哲 也	長崎市虹が丘町14番16号	真鳥 達一郎	長崎市平和町26番15号

長崎県選挙管理委員会告示第35号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙において発行する選挙公報について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定により、候補者の掲載文又は名簿届出政党等の掲載文の写しを選挙公報に掲載する順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和3年10月19日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

- 1 場 所 長崎市尾上町3番1号
長崎県選挙管理委員会書記室
- 2 日 時 衆議院小選挙区選出議員選挙
令和3年10月19日 午後6時
衆議院比例代表選出議員選挙
令和3年10月19日 午後7時30分

長崎県選挙管理委員会告示第36号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送について、各候補者届出政党の放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和3年10月19日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

- 1 場 所 長崎市尾上町3番1号
長崎県選挙管理委員会書記室
- 2 日 時 令和3年10月19日 午後5時30分

長崎県選挙管理委員会告示第37号

令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、投票所内の投票を記載する場所等に掲示する衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに投票所内のその他の適当な箇所に掲示する衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により、これらの掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和3年10月19日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

- 1 場 所 長崎市尾上町3番1号
長崎県選挙管理委員会書記室
- 2 日 時 令和3年10月19日 午後6時30分

長崎県選挙管理委員会告示第38号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会を行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和3年10月19日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

- 長崎県第一区
- 1 場 所 長崎市尾上町3番1号
長崎県庁行政棟321会議室
 - 2 日 時 令和3年11月2日 午後7時30分
- 長崎県第二区
- 1 場 所 長崎市尾上町3番1号
長崎県庁行政棟321会議室
 - 2 日 時 令和3年11月2日 午後7時30分
- 長崎県第三区
- 1 場 所 長崎市尾上町3番1号
長崎県庁行政棟321会議室
 - 2 日 時 令和3年11月2日 午後7時
- 長崎県第四区

- 1 場所 長崎市尾上町3番1号
長崎県庁行政棟321会議室
- 2 日時 令和3年11月2日 午後7時

長崎県選挙管理委員会告示第39号

令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区における長崎県選挙分会を行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和3年10月19日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

- 1 場所 長崎市尾上町3番1号
長崎県庁行政棟321会議室
- 2 日時 令和3年11月2日 午後8時

長崎県選挙管理委員会告示第40号

令和3年10月31日執行の最高裁判所裁判官国民審査における長崎県審査分会を行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和3年10月19日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

- 1 場所 長崎市尾上町3番1号
長崎県庁行政棟321会議室
- 2 日時 令和3年11月2日 午後8時

長崎県選挙管理委員会告示第41号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の最高額を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第197条の2の規定により次のとおり定めた。

令和3年10月19日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - イ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ウ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - エ 宿泊料（食事料2食分を含む。） 1夜につき12,000円
 - オ 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円
 - カ 茶菓料 1日につき500円
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 基本日額 10,000円
 - イ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃、船賃及び車賃 1のア、イ及びウに掲げる額
 - イ 宿泊料（食事料を除く。） 1夜につき10,000円
- 4 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき10,000円
 - イ 専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（公職選挙法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者 1日につき15,000円

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
八二四二二二四

印刷所
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
永泰
岩永印刷所

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 選挙管理委員会告示

- ・ 選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数
- ・ 選挙運動費用支出制限額
- ・ 開票区の設定

所管課(室)名
選挙管理委員会書記室

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第42号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数は次のとおりである。

令和3年10月19日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

1	50分の1の数	22,324人
2	総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	239,523人
3	県議会議員選挙区別の3分の1の数	
	長 崎 市	116,029人
	佐世保市・北松浦郡	72,579人
	島 原 市	12,293人
	諫 早 市	37,548人
	大 村 市	26,290人
	平 戸 市	8,550人
	松 浦 市	6,162人
	対 馬 市	8,346人
	壱 岐 市	7,208人
	五 島 市	10,364人
	西 海 市	7,577人
	雲 仙 市	11,905人
	南島原市	12,557人
	西彼杵郡	19,249人
	東彼杵郡	10,043人
	南松浦郡	5,364人

長崎県選挙管理委員会告示第43号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条第1項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額を次のとおり定める。

令和3年10月19日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

長崎県第一区	24,122,200円
長崎県第二区	23,508,900円
長崎県第三区	27,055,500円
長崎県第四区	22,856,300円

長崎県選挙管理委員会告示第44号

衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第18条第2項の規定により、次のとおり開票区を設けた。

令和3年10月19日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

市町名	開票区名	開票区 の 区 域
長 崎 市	長崎市第1開票区	長崎市のうち本庁管内、小倉地域センター管内、土井首地域センター管内、小樽地域センター管内、西浦上地域センター管内、滑石地域センター管内、福田地域センター管内、深堀地域センター管内、日見地域センター管内、茂木地域センター管内、式見地域センター管内、東長崎地域センター管内、三重地域センター管内、香焼地域センター管内、伊王島地域センター管内、高島地域センター管内、野母崎地域センター管内及び三和地域センター管内の区域
	長崎市第2開票区	長崎市第1開票区の区域を除く長崎市の区域
佐世保市	佐世保市第1開票区	佐世保市第2開票区の区域を除く佐世保市の区域
	佐世保市第2開票区	佐世保市のうち早岐支所管内、三川内支所管内及び宮支所管内の区域

発行所
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通(八九五)二二一四

印刷所
長崎県弥生町八番三十号

株式会社
岩永
岩永印刷所

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県規集に登録するもの



長崎県公報

目次

- ◎ 衆議院小選挙区選出議員選挙選挙長告示
 - ・選挙長の執務場所
 - ・選挙立会人のくじを行う場所及び日時
- ◎ 衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区長崎県選挙分会長告示
 - ・選挙分会長の執務場所
 - ・選挙分会立会人のくじを行う場所及び日時
- ◎ 最高裁判所裁判官国民審査長崎県審査分会長告示
 - ・審査分会長の執務場所

所管課(室)名
選挙長

選挙分会長

審査分会長

衆議院小選挙区選出議員選挙選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第一区選挙長告示第1号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙(長崎県第一区)における選挙長の事務は、次の場所において行う。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙
長崎県第一区 選挙長 大塚 英樹

令和3年10月19日

長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県庁議会棟2階会議室

令和3年10月20日以降

長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県選挙管理委員会書記室

衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第一区選挙長告示第2号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙(長崎県第一区)における選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙
長崎県第一区 選挙長 大塚 英樹

1 場所 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県選挙管理委員会書記室

2 日時 令和3年10月28日 午後5時30分

衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第二区選挙長告示第1号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙(長崎県第二区)における選挙長の事務は、次の場所において行う。

において行う。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙
長崎県第二区 選挙長 北村 哲也

令和3年10月19日

長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県庁議会棟2階会議室

令和3年10月20日以降

長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県選挙管理委員会書記室

衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第二区選挙長告示第2号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙(長崎県第二区)における選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙
長崎県第二区 選挙長 北村 哲也

1 場所 長崎県長崎市尾上町3番1号

長崎県選挙管理委員会書記室

2 日時 令和3年10月28日 午後5時30分

衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第三区選挙長告示第1号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙(長崎県第三区)における選挙長の事務は、次の場所において行う。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙
長崎県第三区 選挙長 小橋 和則

令和3年10月19日

長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県庁議会棟2階会議室

令和3年10月20日以降

長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県選挙管理委員会書記室

衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第三区選挙長告示第2号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙(長崎県第三区)における選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙
長崎県第三区 選挙長 小橋 和則

1 場所 長崎県長崎市尾上町3番1号

長崎県選挙管理委員会書記室

2 日時 令和3年10月28日 午後5時30分

衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第四区選挙長告示第1号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙(長崎県第四区)における選挙長の事務は、次の場所において行う。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙
長崎県第四区 選挙長 永川 慎吾

令和3年10月19日
長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県庁議会棟2階会議室
令和3年10月20日以降
長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県選挙管理委員会書記室

衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第四区選挙長告示第2号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（長崎県第四区）における選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙
長崎県第四区 選挙長 永川 慎吾

- 1 場 所 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県選挙管理委員会書記室
- 2 日 時 令和3年10月28日 午後5時30分

衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区長崎県選挙分会長告示

衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区長崎県選挙分会長告示第1号

令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区における長崎県選挙分会長の事務は、次の場所において行う。

令和3年10月19日

衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区
長崎県選挙分会長 大塚 英樹

長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県選挙管理委員会書記室

衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区長崎県選挙分会長告示第2号

令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区における長崎県選挙分会長の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和3年10月19日

衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区
長崎県選挙分会長 大塚 英樹

- 1 場 所 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県選挙管理委員会書記室
- 2 日 時 令和3年10月28日 午後5時30分

最高裁判所裁判官国民審査長崎県審査分会長告示

最高裁判所裁判官国民審査長崎県審査分会長告示第1号

令和3年10月31日執行の最高裁判所裁判官国民審査における長崎県審査分会長の事務は、次の場所において行う。

令和3年10月19日

最高裁判所裁判官国民審査
長崎県審査分会長 北村 哲也

長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県選挙管理委員会書記室

発行者
長崎県尾上町三番一號

電話代表
直通(八九五二二一四)

印刷所
長崎県弥生町八番三十号

株式会社
永水
岩永印刷所

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目次

- ◎ 衆議院小選挙区選出議員選挙選挙長告示
・立候補届出受理

所管課(室)名
選挙長

衆議院小選挙区選出議員選挙選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第一区選挙長告示第3号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員の選挙につき、長崎県第一区において、候補者として令和3年10月19日に次のとおり届出があった。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙
長崎県第一区 選挙長 大塚 英樹

届出受理番号	届出の別	候補者届出政党の名称	ふりがな候補者氏名	本籍	住所	年齢	職業
				一のウェブサイト等のアドレス			
1	政党	自由民主党	はつむら 浩一郎	東京都	長崎県長崎市	満42歳	自由民主党長崎県第一選挙区支部長
				https://www.hatsumura.jp/index.html			
2	政党	国民民主党	にしおか ひでこ	長崎県	長崎県長崎市	満57歳	政党役員
				https://www.nishiokahideko.com/			
3	政党	日本共産党	やすえ あやこ	長崎県	長崎県長崎市	満44歳	政党役員

衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第二区選挙長告示第3号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員の選挙につき、長崎県第二区において、候補者として令和3年10月19日に次のとおり届出があった。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙
長崎県第二区 選挙長 北村 哲也

届出受理番号	届出の別	候補者届出政党の名称	ふりがな候補者氏名	本籍	住所	年齢	職業
				一のウェブサイト等のアドレス			
1	政党	立憲民主党	まつ 平 浩 一	栃木県	長崎県諫早市	満47歳	弁護士
				https://www.matsudaira-office.jp/			
2	政党	自由民主党	か とう りょう しょう 祥	長崎県	長崎県島原市	満41歳	社会福祉法人理事長
				https://katoryusho.com/			

衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第三区選挙長告示第3号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員の選挙につき、長崎県第三区において、候補者として令和3年10月19日に次のとおり届出があった。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙
長崎県第三区 選挙長 小橋 和則

届出受理番号	届出の別	候補者届出政党の名称	ふりがな候補者氏名	本籍	住所	年齢	職業
				一のウェブサイト等のアドレス			
1	本人	(本人届出)	やま だ ひろし	長崎県	長崎県五島市	満51歳	会社顧問
				http://www.yamadahiroshi555.com			
2	政党	自由民主党	たに 川 やいち	長崎県	長崎県大村市	満80歳	自由民主党長崎県第三選挙区支部支部長
				http://www.tanigawa81.jp/			
3	政党	立憲民主党	やま だ かつ ひこ 彦	長崎県	長崎県大村市	満42歳	福祉施設代表役員
				https://www.yamada-katsuhiko.com			
4	本人	(本人届出)	いしもと ひろゆき	長崎県	長崎県東彼杵郡川棚町	満52歳	自営業

衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第四区選挙長告示第3号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員の選挙につき、長崎県第四区において、候補者として令和3年10月19日に次のとおり届出があった。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙
長崎県第四区 選挙長 永川 慎吾

届出 受理 番号	届出 の別	候補者届出 政党の名称	ふりがな 候補者氏名	本 籍	住 所	年 齢	職 業
				一のウェブサイト等のアドレス			
1	政党	立憲民主党	すえつぐ <small>せいいち</small> 精一	長崎県	長崎県佐世保市	満58歳	特定非営利 活動法人ハ ッピーワー ク理事長
				http://suetsugu-seiichi.com/			
2	政党	自由民主党	きたむら <small>せい</small> 誠 吾	長崎県	長崎県北松浦郡佐々町	満74歳	選挙区支部 長
				https://www.seigo.info/index.html			
3	本人	(本人届出)	はぎわら <small>ひろし</small> 活	長崎県	長崎県佐世保市	満61歳	株式会社活 喜代表取締役
4	本人	(本人届出)	たなか <small>たか</small> 田中 たかはる	長崎県	兵庫県神戸市	満78歳	無職

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

印刷所
直通(八二四二二一四一)

印刷所
長崎県弥生町八番三十号

株式会社
永 岩水印刷所

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登録するもの



長崎県公報

目次

- | | |
|--|-----------------------|
| ◎ 選挙管理委員会告示
・選挙公報掲載順序を定めるくじを行う日時の変更 | 所管課(室)名
選挙管理委員会書記室 |
|--|-----------------------|

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第46号

令和3年10月19日付け長崎県選挙管理委員会告示第35号における衆議院比例代表選出議員選挙の選挙公報掲載順序を定めるくじを行う日時を次のとおり変更した。

令和3年10月19日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

くじを行う日時
令和3年10月20日 午前9時30分

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通(八二四二二二四一)

印刷所
長崎県杵生町八番三十号

株式会社
岩永印刷所

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

- ◎ 選挙管理委員会告示 所管課(室)名
 ・衆議院小選挙区選出議員選挙の当選人にかかる候補者届出政党の名称、氏名及び住所 選挙管理委員会書記室

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第47号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の当選人にかかる候補者届出政党の名称、氏名及び住所は、次のとおりである。

令和3年11月4日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

選挙区	候補者届出政党の名称	氏名	住所
長崎県第一区	国民民主党	西岡 秀子	長崎県長崎市館内町5番16号
長崎県第二区	自由民主党	加藤 竜 祥	長崎県島原市下折橋町4560番地
長崎県第三区	自由民主党	谷川 彌 一	長崎県大村市富の原2丁目492番地
長崎県第四区	自由民主党	北村 誠 吾	長崎県北松浦郡佐々町羽須和免920番地2

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一二一
直通(八九五)一一二一
四

印刷所
長崎県
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
永 岩
岩水印刷所

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登録するもの



長崎県公報

目次

◎ 告示

- ・公有水面埋立ての竣功認可（3件）
- ・農業改良資金未収金回収業務委託
- ・競争入札の参加者の資格等（2件）
- ・急傾斜地崩壊危険区域の指定

所管課(室)名
 漁港漁場課
 農業経営課
 建設企画課
 砂防課

◎ 公告

- ・令和4年度毒物劇物取扱者試験の実施
- ・令和4年度技能検定試験（随時3級）の実施
- ・肥料登録有効期間の更新
- ・土地改良区の役員の就退任
- ・土地改良区定款変更認可
- ・一般競争入札の実施（2件）
- ・測量の実施
- ・測量の終了（4件）

業務行政室
 雇用労働政策課
 農産園芸課
 農村整備課
 〃
 建設企画課
 〃
 〃

◎ 選挙管理委員会告示

- ・令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨
- ・令和3年12月5日執行の長崎県議会議員補欠選挙(五島市選挙区)における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨
- ・令和4年2月20日執行の長崎県知事選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨
- ・政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者ごとの放送回数について

選挙管理委員会書記室
 〃
 〃
 〃

告 示

長崎県告示第334号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。
 令和4年5月10日

長崎県知事 大石 賢吾

- 埋立ての竣功認可年月日 令和4年5月10日
- 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名
 名 称 五島市
 所在地 長崎県五島市福江町1番1号
 代表者氏名 五島市長 野口 市太郎

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
佐々町内の一部（江里免、八口免、志方免、口石免他）	令和4年2月22日

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第21号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年5月10日

長崎県選挙管理委員会
 委員長 荻本 昭晴

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（長崎県第一区）
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,122,200円

3 報告書の要旨

候補者氏名	初 村 滝一郎	長崎県公報に 又は附属電報	自由民主党	期 間	令和3年8月23日から 令和3年11月12日まで	第1回分
出納責任者氏名	江 島 靖 子					
収入			円	支出		円
主たる寄附 (氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	人件費		1,996,075
自由民主党長崎県第一選挙区支部			5,000,000	家屋費		555,204
その他の寄附			0	選挙事務所費		671,819
その他の収入			2,000,000	集合会場費等		0
				通信費		459,869
				交通費		1,925,814
				印刷費		1,128,140
				広告費		5,559
				文具費		401,825
				食糧費		0
				休泊費		1,399,101
				雑費		
今回計			7,000,000	今回計		8,543,406
前回計			0	前回計		0
総計			7,000,000	総計		8,543,406

	項 目	金 額
支出のうち公 費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	269,850円
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	1,163,484円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
	個人派議会の立札及び看板の類の作成	198,625円
	計	2,480,669円

報告書受理年月日

令和3年11月15日

第1回報告分

候補者氏名	初村 滝一郎	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期 間	令和3年11月29日から 令和3年11月30日まで	第2回分	
出納責任者氏名	江島 靖子			収入	円	支出	円
				主たる寄附	0	人件費	0
				その他の寄附	0	家屋費	
				その他の収入	0	選挙事務所費	27,830
						集会会場費等	0
						通信費	53,307
						交通費	0
						印刷費	0
						広告費	515,080
						文具費	0
						食糧費	0
						休泊費	0
						雑費	112,316
今回計	0			今回計	708,533		
前回計	7,000,000			前回計	8,543,406		
総計	7,000,000			総計	9,251,939		

支出のうち公 費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円
報告書受理年月日	令和3年12月6日	第2回報告分

候補者氏名	初村 滝一郎	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期 間	令和3年12月6日から 令和3年12月10日まで	第3回分	
出納責任者氏名	江島 靖子			収入	円	支出	円
				主たる寄附	0	人件費	0
				その他の寄附	0	家屋費	
				その他の収入	0	選挙事務所費	5,104
						集会会場費等	0
						通信費	0
						交通費	0
						印刷費	0
						広告費	0
						文具費	0
						食糧費	0
						休泊費	0
						雑費	52,426
今回計	0			今回計	57,530		
前回計	7,000,000			前回計	9,251,939		
総計	7,000,000			総計	9,309,469		

支出のうち公 費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円
報告書受理年月日	令和3年12月13日	第3回報告分

候補者氏名	初村 滝一郎	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期 間	令和3年1月13日から 令和3年1月13日まで	第4回分		
出納責任者氏名	江島 靖子			収入	円	支出	円	
				主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	0
				自由民主党長崎県第一選挙区支部		301,965	家屋費	
				その他の寄附		0	選挙事務所費	0
				その他の収入		0	集会会場費等	0
							通信費	0
							交通費	0
							印刷費	0
							広告費	0
							文具費	0
							食糧費	0
							休泊費	0
							雑費	473,165
今回計	0			今回計	301,965		今回計	473,165
前回計	7,000,000			前回計	7,000,000		前回計	9,309,469
総計	7,000,000			総計	7,301,965		総計	9,782,634

支出のうち公 費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円
報告書受理年月日	令和4年1月17日	第4回報告分

候補者氏名	西岡 秀子	候補者届出政党 又は所属党派	国民民主党	期 間	令和3年10月4日から 令和3年11月11日まで	第1回分		
出納責任者氏名	一ノ瀬 浩史			収入	円	支出	円	
				主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	680,000
				国民民主党		3,000,000	家屋費	
				国民民主党長崎県第1区総支部		3,000,000	選挙事務所費	324,200
				日本造船協力集団政治連盟		200,000	集会会場費等	229,300
				長崎県地区税理士政治連盟		100,000	通信費	0
				茅野 文二	医師	100,000	交通費	511,151
				坂野 真弓	副役員	50,000	印刷費	1,580,838
				植田 浩嗣	公務員	50,000	広告費	2,145,280
				三丸 奈里	会社員	50,000	文具費	8,368
				その他の寄附		80,000	食糧費	376,440
				その他の収入		500,000	休泊費	1,680
							雑費	133,641
今回計	7,130,000			今回計	7,130,000		今回計	5,990,898
前回計	0			前回計	0		前回計	0
総計	7,130,000			総計	7,130,000		総計	5,990,898

支出のうち公 費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,850円
	ビラの作成	475,300円
	ポスターの作成	842,688円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	197,500円
	計	2,151,048円
報告書受理年月日	令和3年11月15日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（長崎県第二区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

23,508,900円

3 報告書の要旨

候補者氏名	松平浩一	候補者届出政党 又は所属党派	立憲民主党	期間	令和3年8月27日から 令和3年11月15日まで	第1回分
出納責任者氏名	松平亜希					
収入	円			支出	円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	1,642,500	
立憲民主党長崎県支部連合会		500,000		家屋費	7,343	
日本弁護士政治連盟		100,000		選挙事務所費	706,500	
谷川航仁	商業	50,000		集会会場費等	12,320	
その他の寄附		0		通信費	874,416	
その他の収入		4,296,874		交通費	414,301	
今回計	4,946,874			印刷費	1,908,500	
前回計	0			広告費	874,416	
総計	4,946,874			文具費	60,878	
				食糧費	485,559	
				休泊費	177,000	
				雑費	0	
今回計	6,289,317			今回計	6,289,317	
前回計	0			前回計	0	
総計	6,289,317			総計	6,289,317	
報告書受理年月日	令和3年12月3日			第2回報告分		
支出のうち公 費負担相当額	項目			金額		
	選挙運動用通常葉書の作成			0円		
	ビラの作成			0円		
	ポスターの作成			0円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			0円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			0円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			0円		
	計			0円		

報告書受理年月日 令和3年11月15日 第1回報告分

候補者氏名	西岡秀子	候補者届出政党 又は所属党派	国民民主党	期間	令和3年11月30日から 令和3年11月30日まで	第2回分
出納責任者氏名	一ノ瀬浩史					
収入	円			支出	円	
主たる寄附	0			人件費	0	
その他の寄附	0			家屋費	0	
その他の収入	0			選挙事務所費	0	
				集会会場費等	0	
				通信費	0	
				交通費	0	
				印刷費	0	
				広告費	290,193	
				文具費	0	
				食糧費	0	
				休泊費	0	
				雑費	0	
今回計	0			今回計	290,193	
前回計	7,130,000			前回計	5,990,898	
総計	7,130,000			総計	6,281,091	
報告書受理年月日	令和3年12月3日			第2回報告分		
支出のうち公 費負担相当額	項目			金額		
	選挙運動用通常葉書の作成			0円		
	ビラの作成			0円		
	ポスターの作成			0円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			0円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			0円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			0円		
	計			0円		

報告書受理年月日 令和3年12月3日 第2回報告分

候補者氏名	安江綾子	候補者届出政党 又は所属党派	日本共産党	期間	令和3年10月14日から 令和3年11月8日まで	第1回分
出納責任者氏名	原口一二美					
収入	円			支出	円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	0	
日本共産党長崎県委員会		1,211,039		家屋費	122,000	
日本共産党長崎県南部地区委員会		273,518		選挙事務所費	0	
その他の寄附		0		集会会場費等	0	
その他の収入		0		通信費	6,000	
				交通費	0	
				印刷費	715,880	
				広告費	571,659	
				文具費	0	
				食糧費	60,000	
				休泊費	0	
				雑費	9,018	
今回計	1,484,557			今回計	1,484,557	
前回計	0			前回計	0	
総計	1,484,557			総計	1,484,557	
報告書受理年月日	令和3年11月12日			第1回報告分		
支出のうち公 費負担相当額	項目			金額		
	選挙運動用通常葉書の作成			0円		
	ビラの作成			0円		
	ポスターの作成			0円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			0円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			0円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			0円		
	計			0円		

報告書受理年月日 令和3年11月12日 第1回報告分

候補者氏名	松平浩一	候補者届出政党 又は所属党派	立憲民主党	期 間	令和3年11月16日から 令和3年11月16日まで	第2回分
出納責任者氏名	松平亜希			期 間	令和3年11月16日から 令和3年11月16日まで	第2回分
収入	円	支出	円			
主たる寄附	0	人件費	120,000			
その他の寄附	0	家屋費				
その他の収入	0	選挙事務所費	204,657			
		集会会場費等	0			
		通信費	0			
		交通費	0			
		印刷費	66,000			
		広告費	0			
		文具費	0			
		食糧費	0			
		休泊費	0			
		雑費	0			
今回計	0	今回計	390,657			
前回計	4,946,874	前回計	6,289,317			
総計	4,946,874	総計	6,679,974			
支出のうち公 費負担相当額	項目	金額				
	選挙運動用通常葉書の作成	0円				
	ビラの作成	0円				
	ポスターの作成	0円				
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円				
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円				
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円					
計	0円					
報告書受理年月日	令和3年11月17日		第2回報告分			

候補者氏名	松平浩一	候補者届出政党 又は所属党派	立憲民主党	期 間	令和3年11月26日から 令和3年12月2日まで	第3回分
出納責任者氏名	松平亜希			期 間	令和3年11月26日から 令和3年12月2日まで	第3回分
収入	円	支出	円			
主たる寄附	0	人件費	0			
その他の寄附	0	家屋費				
その他の収入	0	選挙事務所費	165,000			
		集会会場費等	0			
		通信費	0			
		交通費	0			
		印刷費	140,800			
		広告費	403,400			
		文具費	0			
		食糧費	0			
		休泊費	0			
		雑費	0			
今回計	0	今回計	709,200			
前回計	4,946,874	前回計	6,679,974			
総計	4,946,874	総計	7,389,174			
支出のうち公 費負担相当額	項目	金額				
	選挙運動用通常葉書の作成	0円				
	ビラの作成	0円				
	ポスターの作成	0円				
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円				
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円				
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円					
計	0円					
報告書受理年月日	令和3年12月2日		第3回報告分			

候補者氏名	加藤竜祥	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期 間	令和3年10月15日から 令和3年11月4日まで	第1回分
出納責任者氏名	江嶋孝			期 間	令和3年10月15日から 令和3年11月4日まで	第1回分
収入	円	支出	円			
主たる寄附		人件費	908,550			
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)				
自由民主党長崎県第二選挙区支部		5,250,000				
その他の寄附	0	選挙事務所費	268,700			
その他の収入	0	集会会場費等	263,327			
		通信費	0			
		交通費	118,477			
		印刷費	2,242,039			
		広告費	1,273,933			
		文具費	9,620			
		食糧費	315,612			
		休泊費	465,640			
		雑費	847,986			
今回計	5,250,000	今回計	6,713,884			
前回計	0	前回計	0			
総計	5,250,000	総計	6,713,884			
支出のうち公 費負担相当額	項目	金額				
	選挙運動用通常葉書の作成	269,850円				
	ビラの作成	476,000円				
	ポスターの作成	1,192,600円				
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	184,742円				
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円				
個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,625円					
計	2,509,785円					
報告書受理年月日	令和3年11月9日		第1回報告分			

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（長崎県第三区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

27,055,500円

3 報告書の要旨

候補者氏名	山田博司	候補者届出政党又は所属党派	無所属	期間	令和3年8月30日から 令和3年11月10日まで	第1回分
出納責任者氏名	江頭真美					
収入	円		支出	円		
主たる寄附	0		人件費	1,460,000		
その他の寄附	0		家屋費			
その他の収入	7,000,000		選挙事務所費	1,060,700		
			集会会場費等	121,990		
			通信費	946,054		
			交通費	577,722		
			印刷費	1,917,885		
			広告費	1,040,187		
			文具費	9,708		
			食糧費	332,715		
			休泊費	409,505		
			雑費	711,624		
今回計	7,000,000		今回計	8,588,090		
前回計	0		前回計	0		
総計	7,000,000		総計	8,588,090		

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	209,055円
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	1,230,090円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	494,226円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	55,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	148,170円
	計	2,612,541円
報告書受理年月日	令和3年11月15日	第1回報告分

候補者氏名	谷川 一	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	期間	令和3年10月13日から 令和3年11月12日まで	第1回分
出納責任者氏名	瀬戸光則					
収入	円		支出	円		
主たる寄附	0		人件費	30,000		
(氏名・団体名)	(職業)		家屋費			
自由民主党長崎県第3選挙区支部	10,000,000		選挙事務所費	64,250		
その他の寄附	0		集会会場費等	0		
その他の収入	0		通信費	23,267		
			交通費	514,147		
			印刷費	20,000		
			広告費	852,201		
			文具費	43,355		
			食糧費	258,209		
			休泊費	148,800		
			雑費	241,239		
今回計	10,000,000		今回計	2,195,468		
前回計	0		前回計	0		
総計	10,000,000		総計	2,195,468		

報告書受理年月日	令和3年11月15日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	谷川 一	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	期間	令和3年11月13日から 令和3年12月23日まで	第2回分
出納責任者氏名	瀬戸光則					
収入	円		支出	円		
主たる寄附	0		人件費	2,251,023		
その他の寄附	0		家屋費			
その他の収入	0		選挙事務所費	4,461,783		
			集会会場費等	0		
			通信費	73,920		
			交通費	0		
			印刷費	1,993,850		
			広告費	256,300		
			文具費	14,930		
			食糧費	11,784		
			休泊費	0		
			雑費	2,970		
今回計	0		今回計	9,066,560		
前回計	10,000,000		前回計	2,195,468		
総計	10,000,000		総計	11,262,028		

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	269,850円
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	1,226,160円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	1,972,010円

報告書受理年月日	令和3年12月23日	第2回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	谷川 翔一	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	期 間	令和4年2月8日から 令和4年2月8日まで	第3回分	
出納責任者氏名	瀬戸 光 則			収入	円	支出	円
				主たる寄附	0	人件費	0
				その他の寄附	0	家屋費	
				その他の収入	0	選挙事務所費	8,613
						集会会場費等	0
						通信費	19,583
						交通費	0
						印刷費	0
						広告費	0
						文具費	0
						食糧費	0
						休泊費	0
						雑費	0
今回計			0	今回計		28,196	
前回計			10,000,000	前回計		11,262,028	
総計			10,000,000	総計		11,290,224	

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
計	0円	
報告書受理年月日	令和4年2月14日	第3回報告分

候補者氏名	山田 勝彦	候補者届出政党又は所属党派	立憲民主党	期 間	令和3年10月14日から 令和3年11月10日まで	第1回分	
出納責任者氏名	山田 圭			収入	円	支出	円
				主たる寄附 (氏名・団体名)		人件費	500,600
				立憲民主党	5,000,000	家屋費	
				松本 千年 (職名)	100,000	選挙事務所費	15,400
				田中 実 (寄附額)	50,000	集会会場費等	0
				牧山 重光	50,000	通信費	125,813
				大宅 努	30,000	交通費	168,440
				内藤 兼人	30,000	印刷費	77,755
				宮本 貞寿	20,000	広告費	274,303
				その他の寄附	16,000	文具費	8,080
				その他の収入	0	食糧費	60,148
						休泊費	149,750
						雑費	126,746
今回計			5,296,000	今回計		1,507,035	
前回計			0	前回計		0	
総計			5,296,000	総計		1,507,035	

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
計	0円	
報告書受理年月日	令和3年11月15日	第1回報告分

候補者氏名	山田 勝彦	候補者届出政党又は所属党派	立憲民主党	期 間	令和3年8月31日から 令和3年12月28日まで	第2回分	
出納責任者氏名	山田 圭			収入	円	支出	円
				主たる寄附	0	人件費	135,250
				その他の寄附	0	家屋費	
				その他の収入	710,000	選挙事務所費	181,265
						集会会場費等	0
						通信費	6,525
						交通費	93,218
						印刷費	2,102,831
						広告費	187,550
						文具費	0
						食糧費	0
						休泊費	19,140
						雑費	57,294
今回計			710,000	今回計		2,783,073	
前回計			5,296,000	前回計		1,507,035	
総計			6,006,000	総計		4,290,108	

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	269,850円
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	829,450円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	256,129円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
計	2,039,397円	
報告書受理年月日	令和4年1月13日	第2回報告分

候補者氏名	石本 啓之	候補者届出政党又は所属党派	無所属	期 間	令和3年8月19日から 令和3年10月26日まで	第1回分	
出納責任者氏名	石本 五 鈴			収入	円	支出	円
				主たる寄附	0	人件費	50,000
				その他の寄附	0	家屋費	
				その他の収入	626,538	選挙事務所費	0
						集会会場費等	0
						通信費	0
						交通費	162,240
						印刷費	200,530
						広告費	168,865
						文具費	7,903
						食糧費	0
						休泊費	4,000
						雑費	33,000
今回計			626,538	今回計		626,538	
前回計			0	前回計		0	
総計			626,538	総計		626,538	

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
計	0円	
報告書受理年月日	令和3年11月11日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（長崎県第四区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

22,856,300円

3 報告書の要旨

候補者氏名	末次精一	候補者届出政党 又は所属党派	立憲民主党	期 間	令和3年10月1日から 令和3年11月10日まで	第1回分
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	人件費		3,241,060
立憲民主党			5,000,000	家屋費		0
その他の寄附			0	選挙事務所費		0
その他の収入			234,097	集会会場費等		61,390
				通信費		93,477
				交通費		513,385
				印刷費		1,936,700
				広告費		1,495,197
				文具費		31,631
				食糧費		59,062
				休泊費		0
				雑費		191,865
今回計			5,234,097	今回計		7,623,767
前回計			0	前回計		0
総計			5,234,097	総計		7,623,767

支出のうち公 費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	269,850円
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	1,190,850円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	207,968円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	164,742円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	79,450円
	計	2,388,860円

報告書受理年月日 令和3年11月15日 第1回報告分

候補者氏名	北村誠吾	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期 間	令和3年10月19日から 令和3年11月11日まで	第1回分
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	人件費		2,172,000
自由民主党長崎県第四選挙区支部			5,000,000	家屋費		0
その他の寄附			0	選挙事務所費		453,315
その他の収入			2,000,000	集会会場費等		9,080
				通信費		2,440
				交通費		342,442
				印刷費		2,330,950
				広告費		1,269,799
				文具費		30,634
				食糧費		117,268
				休泊費		0
				雑費		34,057
今回計			7,000,000	今回計		6,761,985
前回計			0	前回計		0
総計			7,000,000	総計		6,761,985

支出のうち公 費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	269,850円
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	1,167,500円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	148,500円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	157,300円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,000円
	計	2,417,150円

報告書受理年月日 令和3年11月15日 第1回報告分

候補者氏名	北村誠吾	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期 間	令和3年11月25日から 令和3年11月26日まで	第2回分
収入				支出		
主たる寄附			0	人件費		370,000
その他の寄附			0	家屋費		0
その他の収入			0	選挙事務所費		120,000
				集会会場費等		0
				通信費		0
				交通費		180,000
				印刷費		0
				広告費		0
				文具費		180,000
				食糧費		0
				休泊費		0
				雑費		0
今回計			0	今回計		850,000
前回計			7,000,000	前回計		6,761,985
総計			7,000,000	総計		7,611,985

支出のうち公 費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日 令和3年11月29日 第2回報告分

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県規集に掲載するもの



長崎県公報

目次

◎ 規則	所管課(室)名
○都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	都市政策課
◎ 告示	福祉保健課
・生活保護法に基づく指定医療機関の指定	〃
・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	〃
・生活保護法に基づく指定医療機関の指定	〃
・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	〃
・救急病院の認定	医療政策課
・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	水産経営課
・保安林の指定の解除	林政課
○公金取扱銀行の事務取扱区分の一部改正	会計課
・一般競争入札の参加者の資格等	物品管理室
◎ 公告	経営支援課
・大規模小売店舗の新設の届出	〃
・大規模小売店舗の変更事項届出	〃
・土地改良事業計画変更の認可(14件)	農村整備課
・土地改良区の定款変更の認可(2件)	〃
・土地改良区の合併の認可	〃
・測量の実施(6件)	建設企画課
・測量の終了	〃
・一般競争入札の実施	物品管理室
◎ 公安委員会告示	生活環境課
・銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定に基づく医師の指定	〃
◎ 選挙管理委員会告示	選挙管理委員会書記室
・分割開票区の廃止	〃
・不在者投票のできる施設の指定	〃
◎ 雑報	長崎県立大学法人
・一般競争入札の実施(2件)	〃

候補者氏名	萩原 活	候補者届出政党 又は所属党派	無所属	期 間	令和3年10月19日から 令和3年11月6日まで	第1回分	
出納責任者氏名	萩原 厚子			収入	円	支出	円
収入				主たる寄附	0	人件費	664,000
主たる寄附				その他の寄附	0	家屋費	
その他の寄附				その他の収入	800,000	選挙事務所費	0
その他の収入						集会会場費等	0
						通信費	8,479
						交通費	0
						印刷費	1,062,500
						広告費	0
						文具費	2,539
						食糧費	52,323
						休泊費	0
						雑費	5,293
今回計			800,000	今回計		1,795,134	
前回計			0	前回計		0	
総計			800,000	総計		1,795,134	
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額			
	選挙運動用通常葉書の作成			0円			
	ビラの作成			476,000円			
	ポスターの作成			586,500円			
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			0円			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			0円			
個人演説会の立札及び看板の類の作成			0円				
計			1,062,500円				
報告書受理年月日		令和3年11月12日		第1回報告分			

候補者氏名	田中 隆 治	候補者届出政党 又は所属党派	無所属	期 間	令和3年11月1日から 令和3年11月1日まで	第1回分	
出納責任者氏名	田中 隆 治			収入	円	支出	円
収入				主たる寄附	0	人件費	0
主たる寄附				その他の寄附	0	家屋費	
その他の寄附				その他の収入	589,050	選挙事務所費	0
その他の収入						集会会場費等	0
						通信費	0
						交通費	0
						印刷費	589,050
						広告費	0
						文具費	0
						食糧費	0
						休泊費	0
						雑費	0
今回計			589,050	今回計		589,050	
前回計			0	前回計		0	
総計			589,050	総計		589,050	
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額			
	選挙運動用通常葉書の作成			0円			
	ビラの作成			0円			
	ポスターの作成			0円			
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			0円			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			0円			
個人演説会の立札及び看板の類の作成			0円				
計			0円				
報告書受理年月日		令和3年11月1日		第1回報告分			

- From April 1, 2022 to March 31, 2023
- (3) Delivery place:
New Nagasaki Fishing Port, Nagasaki Port and Sasebo Port
- (4) Time-limit for tender by registered mail :
5:00 p.m. March 22, 2022
- (5) Date and time for the opening of tenders:
10:00 a.m. March 23, 2022
- (6) Point of Contact:
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL. 095-895-2881

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第7号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づく医師を指定したので、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則（平成21年長崎県公安委員会規則第9号）第2条の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月4日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

医師の氏名	勤務する病院等の名称	病院等の所在地	診断の対象者
小澤 寛樹	長崎大学病院 精神科神経科	長崎市坂本1丁目7番1号	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者であるかどうかを調査する必要があると認めらる者

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第13号

第49回衆議院議員総選挙の比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第18条第2項の規定により設置した次の開票区について、開票区を分割することができる特別の事情がなくなったことから、これらの開票区を廃止する。

令和4年2月4日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

開票区名	開票区の区域
長崎市第1開票区	長崎市のうち本庁管内、小ヶ倉地域センター管内、土井首地域センター管内、小樽地域センター管内、西浦上地域センター管内、滑石地域センター管内、福田地域センター管内、深堀地域センター管内、日見地域センター管内、茂木地域センター管内、式見地域センター管内、東長崎地域センター管内、三重地域センター管内、香焼地域センター管内、伊王島地域センター管内、高島地域センター管内、野母崎地域センター管内及び三和地域センター管内の区域

長崎市第2開票区	長崎市第1開票区の区域を除く長崎市の区域
佐世保市第1開票区	佐世保市第2開票区の区域を除く佐世保市の区域
佐世保市第2開票区	佐世保市のうち早岐支所管内、三川内支所管内及び宮支所管内の区域

長崎県選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として、次の施設を指定した。

令和4年2月4日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

施設の名称	所在地	指定年月日
有料老人ホーム ベイサイド大村	大村市西部町264-4	令和4年1月27日

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

長崎県立大学の電力調達について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和4年2月4日

長崎県立大学法人理事長 稲永 忍

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達物品の名称及び数量
長崎県立大学佐世保校で使用する電力
契約電力 800 kW
年間予定使用電力量 1,545,000 kWh
- (2) 調達物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 供給期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日
- (4) 供給場所
長崎県佐世保市川下町123 長崎県立大学佐世保校
- (5) 入札の方法

ア 入札書に記載する金額は、入札説明書に示す予定契約電力及び使用電力量に応じた基本料金の単価及び電力料金の単価により算出した年間の合計金額とし、この算出の内訳となる電気料金総額内訳書を別途で添付すること。

イ 落札の決定は、入札書に記載した電気料金の総額によって行う。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 長崎県立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

第 8 編

選挙公報及び審査公報

令和3年 衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第1区選挙公報

10月31日執行 長崎県選挙管理委員会



日本共産党
安江あや子
44歳

コロナ禍から、いのち、暮らしを守る政治にチェンジ！
市民と野党が力を合わせ、政権交代を実現しましょう。
安江あや子への1票がその確かな力です。
自民・公明政治を終わらせ、新しい日本をつくりましょう。

① **コロナ失敗の転換！**
いのちを守る政治へ
大規模な無料の検査体制を。「原則自宅療養」は撤回。自費は補償とセットで。生活困窮者へ一律10万円の給付。

② **「新自由主義」にリビッド。**
いのち・暮らし最優先へ
雇用は正規に、人間らしく働けるルールを。医療・介護・保育などケアを支える政治に。消費税は5%に。

③ **気候危機を打開し、地球の未来を守ろう**
2030年までにCO2の最大60%削減を。原発はゼロに。脱炭素、省エネ・再エネで年254万人雇用増が可能です。

④ **ジェンダー平等**
自分らしく生きられる社会へ
男女の賃金格差をなくします。選択的夫婦別姓、LGBT平等法の実現。ハラスメントゼロへ法整備を。

⑤ **核兵器禁止条約を批准し、憲法を生かした平和外交を**
9条改憲のたくらみに終止符を。
安保条約を廃棄し、対等・平等の日米関係を、辺野古の新基地建設中止。

安江あや子の経歴
●1976年11月生まれ、44歳
●1995年3月 松浦高校卒業
●2015年6月 民間会社を経て党職員に
●2019年4月 副議長(佐世市・北松区に立候補)
●2020年2月 党県兼任委員、女性部長
●趣味はドライブと音楽 ●家康は1匹の猫

比例代表は
日本共産党と
お書きください

政策の詳細はホームページ 日本共産党 <https://www.jcp.or.jp/>

明日への突破力！



はつむら 滝一郎
たきいちろう
長崎1区自由民主党 42歳

誰よりも強い郷土愛
私は十七年間、安倍晋三元首相の下で秘書として共に政治活動をして参りました。その間常に思い続けていたことは「いつの日か故郷長崎の為にこの経験を活かしたい」ということでした。長崎は一〇〇年に一度の改革期です。誰よりも強い郷土愛で長崎のために働きます！

① **医療体制の構築、ワクチン接種でコロナ対策を強化！**
人口流出に歯止めをかけ、「産官学」連携で雇用創出！

② **長崎県民くらし満足NO.1への挑戦！**
観光・文化・芸術・スポーツ等、「長崎発」で全国展開！

③ **核兵器禁止条約締結国会議へのオブザーバー参加を実現！**

はつむら滝一郎の経歴
昭和54年7月24日生まれ(42歳)
平成10年 長崎日本大学高等学校 卒業
平成14年 大阪芸術大学芸術学部 卒業
平成14年 株式会社ビックカメラ 入社
平成16年 安倍晋三事務所 入所
平成26年より安倍事務所 政策担当秘書

自己紹介
趣味：カメラ・映画鑑賞
身長185cm、体重90kg
感動を受けた本：坂の上の雲
ニックネーム：はっちゃん
家族：妻、長男(6歳)、次男(4歳)、長女(5ヶ月)

はつむら滝一郎
公式HP
公式LINE
絶賛発信中。

HP Address
QRコード

今こそ、政治に信頼を。



にし おか 西岡 秀子
ひでこ
国民民主党 57歳

私の決意
コロナ禍において、これまでの社会のあり方や日々の生活が大きく変化すると共に、我が国の政治課題が明確になりました。国民の健康、生命、日々の暮らし、事業継続、地域経済を守るためには、これまでの延長線上の政治では対応出来ません。次世代に希望ある未来を引き継ぐためには、今こそ、政治に信頼を取り戻し、未来を見据えて、この国在り方を本気で変えていく政治が求められています。皆様切実な声、現場の声が届く「国民の為の政治」に、皆様と共に変えていきますよ。

西岡秀子は愛するふるさと長崎のために、次世代を担う子どもたちのために全身全霊をかけて働きます。長崎の未来を決める、あなたの大切な一票を、私、西岡秀子に託してください。

皆様力強いご支援をお願い申し上げます。
西岡秀子

長崎と日本に、新しい答えを。

西岡秀子 10の約束
◎迅速で公平なコロナ対策～積極財政に転換～
◎あらゆる「危機に備える」国づくり、地域づくり
◎「人づくりこそ国づくり」～教育を国家の柱に～
◎格差を是正し、ともに支えあう社会を実現
◎全世代型社会保障制度を構築
◎子ども・子育て支援を強化
◎すべての女性のために多様で、きめ細やかな支援策の充実
◎東京一極集中を是正し、ふるさと「長崎に活力」を
◎地域経済を支える中小企業への支援を強化
◎核兵器禁止条約の署名・批准を実現
(第一歩として締約国会議にオブザーバー参加)

プロフィール
1964年3月15日長崎市生まれ
◎長崎幼稚園、長崎大学附属小学校、活水高等学校、学習院大学法学部卒業
◎国会議員秘書(父・西岡武二)、会社員、会社役員
2017年10月、衆議院議員初当選
◎現職/国民民主党政策部副部長、党新選コロナウイルス感染症対策本部副部長、党長崎県総支部連合会代表、党長崎県第1区支部長
◎所属歴/予算委員会、地方創生特別委員会

国民民主党
◆コロナ三策
◆子ども
コロナ三策

詳しくはこちら
QRコード

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 10月31日(日)投票日

～お知らせとお願い～

- 投票所では新型コロナウイルス感染症対策を実施しています。
- 有権者の皆さまへ投票所でのお願い
 - マスクの着用、咳エチケット、来場前・帰宅後の手洗い等をお願いします。
 - 他の方との距離の確保をお願いします。
 - 混雑緩和のため、期日前投票の積極的な利用をお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症で自宅療養・宿泊療養をされている方は、特例郵便等投票ができます。
- 投票用紙をまちがえないように投票しましょう。
 - 小選挙区選挙は「あさぎ」色の投票用紙に「候補者の氏名」を
 - 比例代表選挙は「ピンク」色の投票用紙に「政党等の名称」を

- 詳しくはホームページをご覧ください

<https://www.pref.nagasaki.jp/section/senkan/>



令和3年 衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第2区選挙公報

10月31日執行 長崎県選挙管理委員会

新型コロナ 緊急提言!

- 1 医療現場を支援
病床・療養施設確保と経営支援
- 2 感染を封じ込める
検査・ワクチン普及と水際管理
- 3 暮らしと事業を守る
消費税減税、各種給付金交付拡充



世界を魅了する日本へ

- 自然、歴史、スポーツなど地域コンテンツの魅力を高め、世界に情報発信します。
- ティープテックなど世界に優れた産業を育成し、国力を強めます。
- 地域の資源を活用した再生推進に取り組み、世界に先駆けた持続可能な社会を目指します。

誰もが活躍できる社会へ

- 人生100年時代の複層的学びの場を提供し、生涯現役で活躍できる社会を目指します。
- 子ども国債により子育て給付の拡充で子育て世代の負担を軽くし、日本の未来を担う子どもに投資します。

地方創生への挑戦

- 事業承継問題に取り組み、歴史と伝統ある地場産業を応援します。
- 農業者戸別所得補償で経営を安定させ、物流コスト削減で特産品の販路拡大を進めます。
- スタートアップ拠点をくりと創業支援を行い、地域経済と雇用を活性化させます。



- プロフィール
- 1999年 上智大学卒業
 - 長崎大学特任講師
 - 弁護士、国際法律事務所(12年間在籍)
 - ソニー、ヤフー、ベンチャーキャピタル
 - FIFA公認エージェントとしてサッカー日本代表、川島永嗣選手らの海外移籍を手掛ける
 - 2017年衆議院議員選挙にて初当選
 - 国会議員活動評価最高位(上位2%)「三ツ星」2年連続獲得
 - 島原藩家清松平家のご縁で長崎県第2区にて活動中!(藤早市、島原市、豊仙市、南島原市、長与町、時津町、旧琴海町および旧外海町域)

もっとうまい明日へ。



立憲民主党 松平浩 まつだいら こういち

弁護士として事業承継問題に取り組む中で目の当たりにした地方の衰退と日本の国力低下。これをなんとかしなければ日本の将来はない、と思ったのが政治家としての原点です。

以来、「地方創生へ挑戦」するため、それを支える「誰もが活躍できる社会」を目指し、そして「世界を魅了する日本」に繋げるため、全力で活動してきました。

少子高齢化など多くの課題を抱える日本ですが、一つひとつ克服していくことで「もっとうまい明日」にできる。応援よろしくお願いたします。

松平浩一



プロフィール

昭和55年2月10日生まれ

- 平成4年3月 島原市立二小小中学校卒業
- 平成7年3月 島原市立二高卒業
- 平成15年9月 日本立憲民主党支部長
- 平成17年12月 日本立憲民主党支部長
- 平成22年12月 衆議院議員(初当選)
- 令和元年12月 衆議院議員(再選)

政治は国民のもの
自民党公認
長崎県第2選挙区支部長

コロナ禍の経験を活かし、危機管理体制を構築する。

「創」ふるさとの未来を描く 新しい応えを「創造」する

- 1 地方そして国の繁栄を支える 第一次産業の活性化
- 2 総合的な少子化対策と社会保障制度(保育・教育・医療・介護)の充実
- 3 幅広い女性活動の推進を図り、安心して子育てできる環境整備
- 4 持続可能な開発目標「SDGs」の実現で地方創生
- 5 国民の命と財産を守るための国土強靱化を推進

- 6 水産環境整備事業を強化し、「三つの海」の水産資源の回復
- 7 土地基盤整備の促進による強い農業の育成を図る食糧政策
- 8 九州新幹線西九州(長崎ルート)のフル規格での整備の促進
- 9 島原道路・西彼杵道路を始めとする社会資本整備促進
- 10 有明海再生事業の推進と諫早干拓開門問題の早期解決



かとうりゅうじょう (41歳) 自民党

今回のコロナ禍は、私たちに多くの課題を提起し、特に危機管理体制の脆さを露呈しました。

政治は常に多くの課題を抱え、国民の負託に応えていかなければなりません。国の安全、国民の安心の政策はいつの時代においても重要であり、現在、地球規模で人類共通の問題として環境問題が如実に現れ、「SDGs」の言葉が世界中に溢れ、事の重要性が唱えられています。このことに対処することは、おそらく国の全ての政策に関わることであり、これからの政治家が成すべき大きな使命であると考え、私、加藤竜祥は「使命感を持って子どもたちの未来に責任を果たしたい」と思いを強くしています。

どうか皆様のご支援を加藤竜祥に賜りますようお願い申し上げます。

令和3年 衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第3区選挙公報

10月31日執行 長崎県選挙管理委員会



無所属
山田 ひろし
(51歳)

新しい日本・長崎県をつくる！

私は、元気で明るい未来ある国を

長崎県からつくっていくことを目指し、

6つの基本政策を中心に、地域の皆様のご意見・ご要望を活かし、政策に取り組んでまいります。

- 県民・島民の所得向上
- 長崎県の農林水産を守る
- 県民・島民の生活費の負担軽減
- 子供達の為の夢・希望づくり
- 子育て支援を含む人口増加対策
- 安全安心な地域づくり

具体的な政策の一部をご紹介します。

- ・ 新型コロナウイルス等の感染症に対する医療の充実
 - ・ 所得に応じた社会保障・医療費負担制度の創設
 - ・ 地域インフラである商工会議所・商工会・農協・漁協・郵便局・バス・タクシー・給油所を守る
 - ・ トリガー条項※の凍結解除、及び制度の拡充
※揮発油税の見直し制度
 - ・ 家族でいるさと旅行での子供連帯の負担軽減
 - ・ 制度の創設(子供達の為の夢・希望づくり)
 - ・ 国内造船会社への船舶免許注資制度の創設
 - ・ 自衛隊員の災害復旧作業時等の処遇改善
 - ・ 本土通院患者の航空路の割引制度の創設
 - ・ 農林水産物等を政府開発援助予算(ODA予算)に活かす制度の創設
 - ・ 高速道路の割引制度の拡充
- これらの政策の実現に向けて、新しい日本・長崎県をつくるべく、情熱・決断力・行動力を持って一層頑張つてまいります。
- 何卒、皆様の大切な一票を山田ひろしへ宜しくお願い申し上げます。



たに がわ
谷川 やいち
長崎3区自由民主党 公明党推薦

豊かな経験、確かな実績、さらなる実行力を!!

谷川やいち / 6つの柱

- ① 新型コロナウイルス対策、景気回復、雇用創出
 - クラウン接種、医療従事者体制の確保
 - 徹底した感染拡大防止
 - 雇用調整助成金、生活者への自立支援など各種支援策
 - ウィズコロナ、アフターコロナの社会づくり
- ② 人口減少、超高齢化少子化対策
 - 若い世代への就労・結婚・子育て支援
 - 安定した社会保障制度の構築
 - 国民皆保険の確保
 - 介護・介護職の処遇改善
- ③ 外交、安全保障の強化
 - 日米同盟を基軸とした友好国との連携強化
 - 拉致問題の解決、領土領海領空の侵犯に対し断固たる対応
- ④ 離島振興
 - 離島振興法の抜本改正および延長
 - 有人国境離島新法の創設
 - 交流人口増加のための選賃低廉化
 - 離島漁業再生交付金の創設、特定国境離島交付金交付金の創設
 - 漁業資源の持続的利用、特定国境離島漁業の教育・医療の充実
- ⑤ 防災、減災、国土強靱化
 - 災害に強いまちづくり
 - 豪雨に対する防災対策
 - 消防団員の処遇改善、減少対策
- ⑥ 強い農林水産業をつくる
 - 夢と希望と誇りを持つ農林水産業の実現
 - 森林整備、治山対策、木材利用促進など
 - 酪農・畜産・水産業の経営安定支援対策

愛する「ふるさと」大村・五島・壱岐・対馬 新上五島・小値賀 東彼杵・川棚・波佐見 佐世保のために 命がけで働きます。

- 有人国境離島新法の制定
 - 4年間で千人超の雇用創出(人口社会減の五割改善)
 - 航路・航空路の選賃低廉化(輸送コストの低廉)
 - 九州新幹線(西九州ルート)の整備(整備新幹線受入P-Tメンバーとして)
 - 消防団員の待遇改善
 - 国道34号線大村1号線の新規事業化
 - 国道205号東彼杵道路の計画段階評価実施
 - 離島漁業再生支援交付金
 - 特定国境離島交付金の堅持
 - 佐世保市への総合型リゾートの誘致促進
- 谷川やいちさんってこんな人
- 長崎県五島市坂町で生まれ。
 - 長崎風流院に入学、五島の歌元から離れ、下宿生活、教員に依頼し自己を磨く大卒の経験。
 - 建設会社、家庭(製材所)の子供い、山に入り従業員とともにならぶ仕事の日々。
 - 谷川建設を創業、創業当初は狭いながらもあったが、ひたすら努力し、事業家として大きな飛躍を見ることとなる。
 - 会社の成長とともに、地元五島、長崎への思いがより大きくなり、政治家になるという志を定む。
 - 長崎県議会議員5期、長崎県議会議員を経て平成15年に衆議院長崎3区で立候補し初当選、以来の連続当選。
 - 農林水産大臣政務官、文部科学大臣、衆議院文部科学委員長等を歴任。現在は自由民主党長崎県支部長特別委員長として、全国の離島が抱える問題について取り組む。
- 座右の銘: 打虎一汗 磨鉄-磨鉄(3段)、読書、ワーキング(毎日8,000歩)、新聞の分析



改進黨
石本 ひろゆき
(52)

- ① 川棚町大崎半島から、大村湾横断橋を建設し、長崎市からバイパス、ハウステンボス、佐世保市、平戸市そして西九州自動車道と連結して、交流人口を拡大させます。
- ② 長崎空港を民営化し、24時間体制、国際巨大ハブ空港化します。→ 海底トンネルで、長崎市ともつなぐ予定です。

令和3年 衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第3区選挙公報 長崎県選挙管理委員会

もう変えんば！ あなたの1票で未来が変わる。



山田勝彦
立憲民主党 長崎3区
(42歳)

ごあいさつ

格差と貧困の拡大、少子高齢化、後継者のいない農林漁業。時代の変化に政治が対応できていません。新しい時代、新しい政治を進めるには、世代交代が必要ではないでしょうか？一緒に今の政治を変えましょう！

コロナから命と暮らしを守る

- 低所得世帯等に1人10万円給付さらに同居世帯の児童1人1人5万円特別給付
- 消費税5%へ(暫定的)、所得税免除(年収100万円以下の世帯)
- 持続化給付金・家賃支援給付金の再支給(対象拡大、事業規模に対応)
- 国有地にプレハブの宿泊療養施設を建設(中等症自宅療養の早期撤回)

私たちの食卓の安全を守る

- 農家・漁師・林業への所得補償で、後継者が育つ農林水産業へ
- オーガニック(無農薬)食材を手取りやすい価格へ
- 種子法を復活させ、みんなのタネを未来へつなぐ
- 漁業の乱獲規制と磯焼け対策で、水産資源の回復

子育てを楽しめる国へ

- 児童手当を増額し、高校生まで支給を延長する
- 保育士の賃金アップで、待機児童ゼロと世帯所得アップ
- 食育を推進し、給食を無償でオーガニックへ
- 大学の授業料を減らし、給付型奨学金を拡大する

老後を幸せに喜らせる国へ

- 公的年金(老齢・障害)の最低支給額を引き上げる
- 介護職員や障がい福祉職員の賃金アップで、介護離れゼロと幸福アップ
- 低所得の方の医療や介護の自己負担額を減額する
- 公共交通への財政支援を強化し、病院やスーパーへ低料金で移動

自衛隊員の命を守る政治

- 自衛隊員を海外の戦場へ行かせないため、憲法を守る
- 専守防衛に徹しつつ、日本の領土・領海・領空と国民の平和を守る
- 日米地位協定の見直しを求め、対等な日米同盟を築く
- 唯一の被爆国として、核兵器禁止条約へ参加する

若い人たちが残れる島へ

- 島の消費税0%で、島内消費と島民所得アップ
- 離島航路の低料金化を島民以外も対象にし、人が集まる島へ
- 島内循環型の経済で、若者にとって良質な雇用をつくる
- 島の医師や看護師の確保へ国が公的支援を行う

山田勝彦プロフィール

1979年生まれ かに座O型
 佐世保市立旭中学校卒業
 (現在、佐世保市立砥園中学校)
 大村高等学校卒業
 法政大学社会学部卒業
 (株)プレナス 勤務
 (2003年～09年)
 元農水大臣 山田正彦 秘書
 (09年～13年)
 (株)やまびこ学苑 設立
 (13年～障がい福祉、農業)
 立憲民主党長崎県第3区総支部長
 (18年～)
 妻と息子の3人暮らし

投票日は10月31日(日)です。

- 有権者の皆さまへ投票所でのお願い
 - マスクの着用、咳エチケット、来場前・帰宅後の手洗い・うがい
 - 混雑緩和のため、期日前投票の積極的な利用を
- 新型コロナウイルス感染症で自宅療養・宿泊療養をされている方は、特例郵便等投票ができます。
- 詳しくはホームページをご覧ください
<https://www.pref.nagasaki.jp/section/senkan/>



令和3年 衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第4区選挙公報 長崎県選挙管理委員会

はぎわら活が活力ある街づくりの道を拓く!!



はぎわら活 ひろし
61歳

あなたの声を活力に

アフターコロナの経済対策 地域企業の経済対策

保険・福祉・医療制度の充実

- 健康寿命の増進と街なか健康づくり
- 高齢者・障害者支援策の充実強化
- 安心して暮らせる地域医療体制整備への取組

安定した雇用・労働の確保

- 地元企業、地場産業の育成支援
- 農林水産業の振興助成策の充実強化
- 自然をいかした観光振興策への取組

教育・文化・スポーツ

- 少子化対策の推進
- 子育て支援策の充実強化
- スポーツの振興

まちづくり整備促進

- 生活環境基盤の整備促進
- 緑豊かな環境都市をめざした公園緑地の整備

地方分権と行財政改革の推進

- 住民サービスの向上を図るための権限委譲の推進
- 税の有効活用と民間活力の導入推進

若い人が集い、生活を楽しむ街づくり

若い人が根付き、活力あふれる働きがいのある職場環境づくり



北村誠吾 74歳
自民党

みんなで 創る、継ぐ、未来。

自民党衆議院議員として20年余、懸命に働いてきました。この自民党の議席を守り切ること、次の世代に継ぐことは私の使命です。



- ### コロナに打ち克ち希望ある日本へ
1. 日本を元気にする地方創生
～地方の元気なくして、日本の再生なし～
地方分散型の国造りを強化
 2. 子育て支援と社会保障改革
未来を担う子どもたちのために、そして人生100年時代に向けて
 3. 公正な社会の実現
女性が、個性と能力を発揮できる公正な社会の仕組みを構築
 4. 新時代に相応しい教育改革
Society5.0時代に相応しい「令和型教育」の実現と「教師力」の向上

新しい時代を皆さんとともに。 自民党総裁
岸田文雄

「国民の声を聞く」政治家
北村誠吾さんに
貴方の清き一票を！

北村誠吾 プロフィール 自民党

昭和22.1 北松郡小島町生まれ
昭和45.3 早稲田大学政治経済学部卒
昭和45～60 代議士（白根仁吉）秘書
昭和58.4 佐世保市議会議員当選（1期）
昭和62.4 長崎県議会議員当選（4期）
平成12.6 衆議院議員初当選（連続7期）

元・防衛副大臣
元・安全保障委員長
元・地方創生大臣

「活力ある街づくり」

長崎四区は、少子高齢化や人口減少による様々な社会問題に直面しています。

私は、故郷に活力を取り戻し、未来に希望ある社会づくりに取り組んでいます。

中小企業の雇率一掃の最低年取一〇〇〇万円、最低賃金一五〇〇〇円の達成、若者に夢を！

- MBA経営学修士、中小企業診断士、キャリアコンサルタントの資格や事業改善、経営革新、事業継承、創業支援（長崎四区）の開催率一〇〇％への強力なサポート支援策を立案します。中小企業への税制改正（法人税率の引下げ、フローからストックへの税制改正）を行います。
- コロナ禍により打撃を受けた企業の支援策を拡大します。
- 財政出動による補助金制度を導入し、最低時給を一〇〇〇円に引き上げます。
- 士業が活躍できる場を増やし、公的支援策が浸透し、拡大しやすい制度を構築します。
- 新しい産業の芽が出る規制緩和に取り組みます。5G・6Gの高速通信網の、地方を優先したインフラ整備に取り組みます。老朽水道管の取り換えや自然と共存するため公共事業を提案し、地元建設業の振興策に取り組みます。障がい者工賃の向上に取り組みます。
- 水と畑を同時に作るプラントの研究開発を推進します。地費が非常に少ないという地の利を活かし、大型基礎研究所の誘致に取り組みます。
- 一次産業の振興と食料自給率の向上
- 漁業・農業における設備投資の補助の拡充、水産物の付加価値の向上支援、森林整備の推進、個別所得補償制度の導入、新幹線の夜間走行を使った輸送網の拡大などに取り組みます。事業承継制度の拡充を行います。以上の取り組みにより、一次産業従事者の大幅な所得向上、若い従事者の参入の増加を達成します。
- 食料の廃棄ロス削減策、地産地消の推進事業の拡充、家庭菜園の促進などに取り組みます。
- 以上の取り組みなどにより食料自給率一〇〇％を目指し、食料安全保障の制度化を推進します。
- 商店街の振興による地域振興と買い物弱者の解消に取り組みます。
- 地域への課題への対応（自治体との連携強化）に努め、地域が抱える政策要望の実現に努めます。

「幸せを実感できる故郷づくり」

- 労働環境の改善（残業〇の社会へ）
- まず公務員職の残業〇化に取り組み、民間への波及効果を促します。労働者の流動性を高めるとともに、再雇用や労働生産性向上に取り組み、企業への支援制度を拡充します。非正規雇用の〇化に取り組みます。
- 先進国の中でも遅れている労働者のメンタルヘルスマスクの制度拡充に取り組みます。
- 力強い子育て支援（出生率二〇の達成に向けた制度立案）に取り組みます。健やかに生きる支援（健康年齢の引き上げや保健所の拡充）に取り組みます。がん検診（PET-CT）の補助と普及拡大に努めます。
- 人権をしっかりと守る
- 秘密保護法、マイナンバー制度などを見直し、プライバシーの強化に努めます。行政による人権課題の監視を強化します。ジェンダーによる男女差別の解消を推進します。



立憲民主党
すずきびづ精一
(五十八歳)

令和3年 衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第4区選挙公報 長崎県選挙管理委員会

10月31日執行

漁業振興→人口増加。

我が国の人口は減少しておりますが、国連人口基金によると世界の人口は年々加速度的に増加しています。18世紀にイギリスで産業革命が起きた当時の世界の人口は10億人前後でした。それから250年後、今から30年後の2050年には、世界の人口はこれまで人類が経験したことのない100億人を突破するのでは、と人口爆発が危惧されています。

当然、地球はそれらの劇的に増加する人類の食を支えることはできません。農業と水産業と酪農でそれらの食を支えなければなりません。しかるに地球の水産資源は枯渇の危機にあります。したがって、私たちは人類の英知を結集させて、水産業を盛んにして人類の食糧危機に備えなければなりません。

水産業の基礎の確立

この様な観点から私の政策目標は「我が国に世代を超えて持続可能な水産業の基礎を確立させること」にあります。

具体的には、全国各地に公設のふ化場を設置し

後継者の育成→人口増加。

て稚魚や稚貝を大量に海に放流して、我が国に地球の自然環境に優しい持続可能な漁業、したがって、サステナブルな栽培漁業を発展させます。

そして大きく成長した成魚や成貝は天然の高級ブランド食材として市場に出荷します。隣国の中国、韓国、東南アジアなどへも販路を広げます。漁業を振興させ経済が活性化すれば街の人口は増加します。

国際観光都市

経済の活性化 → 人口増加

また水産資源を新たな観光資源として観光業を活性化させます。そして長崎県を世界的な国際観光都市へと発展させます。観光客が増えて経済が活発になると、街の人口はさらに増加します。

水産資源の生産者に課せられる課題は、当然、農産物の生産と同様、高品質と大量生産です。佐世保市にある県立大学に水産学部 沿岸漁業資源開発学科を新設します。そして教育と研究の質を高め、地域に根差した「大学院大学」を目指します。

新型コロナ対策。

子供は国の宝です。国造りは人造りが基本です。地元育ちの子供達を地域のみならず大切に育て、地元長崎県だけでなく、国内は勿論、世界を舞台に活躍できる「沿岸漁業に精通した人材」に育てます。

長崎県立大学 水産学部
沿岸漁業資源開発学科

また地場産業、佐世保高専、県立大学、長崎大学などの産・官・学も水産資源の高品質・大量生産を実現させるため連携して沿岸漁業の研究に取り組み、国際的な研究開発も促進させ、全力で地域社会の発展に貢献します。

国立感染症専門病院

我が国のコロナ禍は感染症疾患の患者を治療するための医療体制の不備、医療施設の欠如が原因です。早急に全国の各都道府県に常設の国立感染症専門病院を新設します。



田中
たかはる

無所属

プロフィール:工学博士。アメリカ機械学会正会員。ライフメンバー。神戸大学大学院工学研究科機械工学専攻 修了。元神戸大学助手。出身:佐世保市宇久町。

投票日は10月31日(日)です。

○有権者の皆さまへ投票所でのお願い

- マスクの着用、咳エチケット、来場前・帰宅後の手洗い・うがい
- 混雑緩和のため、期日前投票の積極的な利用を

○新型コロナウイルス感染症で自宅療養・宿泊療養をされている方は、特例郵便等投票ができます。

○詳しくはホームページをご覧ください

<https://www.pref.nagasaki.jp/section/senkan/>



(1) 両面をご覧ください。

令和3年衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区選挙公報

10月31日執行 長崎県選挙管理委員会

停滞するこの国を動かすため
私たちは「対決より解決」を選ぶ

日本を動かす政策5本柱

「積極財政」に転換

- ①現金給付
- ②減税増進
- ③消費増減税と社会保険料減免
- ④財源の多様化

国民と国土を「危機から守る」

- ①食料安全保障と「農業産出額所得補償制度」再構築
- ②防災インフラの計画的整備
- ③地方の格差縮小と実質一極集中是正
- ④国土を守る国境の強化
- ⑤経済安全保障・エネルギー安全保障の強化
- ⑥人権外交の推進

「給料が上がる経済」を実現

- ①生産性向上につながる大規模産業政策
- ②デジタル化、カーボン・ニュートラル対策の加速
- ③中小企業支援の強化
- ④「日本型ベーシック・インカム(仮称)」創設
- ⑤最低賃金の引き上げ

「正直な政治」をつらぬく

- ①公文書改ざん厳罰化
- ②選挙制度改革
- ③若者と女性の政治参加推進
- ④年金制度改革と経済財政再建計を行う独立機関設置

「人づくり」こそ国づくり

- ①教育格差の解消
- ②児童手当の拡充等
- ③雇用のセーフティネット強化と職業訓練の充実
- ④「教育格差」の対応
- ⑤子どもたちの心を育むインクルーシブ教育
- ⑥ジェンダー平等推進計画、多様性社会実現

二枚目 (比例区)は、国民民主党

とお書きください。

(略称「民主党」)


西岡秀子
今こそ、政治に信頼を。
にしおか ひでこ
国民民主党政調会長代理


長友しんじ
情熱改革
ながとも


前野まみこ
データに基づく国政を
まえの

変えよう。

あなたのための政治へ。

1 新型コロナから
命と暮らしを守り抜く

— 医療体制強化と集中的な感染防止、
強力・広範な生活・事業支援

2 「一億総中流社会」
の復活

— 分配なくして成長なし

3 原発に依存しない
カーボンニュートラル

— 自然エネルギー立国を実現し、
地域の資源を最大限活かす

4 暮らしの
安心への投資

— 「人と暮らし」に
重点投資

5 多様性を認め合える
「当たり前な社会」

— 人権政策の抜本強化

6 平和を守るための
現実的外交

7 まっとうな政治

— 透明で信頼できる政治


 立憲民主党 代表 **枝野幸男**

 福岡1区	 福岡2区	 福岡3区	 福岡4区	 福岡5区	 福岡6区	 福岡7区	 福岡10区
 佐賀1区	 佐賀2区	 長崎2区	 長崎3区	 長崎4区	 熊本1区	 熊本4区	 大分2区
 大分3区	 宮崎1区	 鹿児島1区	 鹿児島3区	 沖縄3区	 沖縄4区	比例・九州  出口慎太郎  大川とみひろ  川西義人	

九州選挙区名簿登載者

比例区は立憲民主党

(略称「民主党」)

小選挙区は立憲民主党の候補者へ

立憲民主党

The Constitutional Democratic Party of Japan

令和3年 衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区選挙公報 長崎県選挙管理委員会

あなたの声になる。



コロナ危機の克服、経済再生、子育て・教育支援など、これからも公明党が「あなたの声」になります。

実現します! 衆院選重点政策

- 0歳から高校3年生世代まで1人10万円相当の「未来応援給付」
- 一律3万円の「新たなマイナポイント」付与
- 新・GoToキャンペーン(仮称)で地域経済の活性化
- 国産ワクチンや飲み薬の確保

詳しくはこちらをご覧ください。



2枚目の比例区は

こう めい どう

公明党

(略称:公明)

なにより、いのち。ぶれずに、つらぬく

コロナに無策、格差拡大、政治の私物化、立憲主義の破壊—
 自民・公明の政治、もう終わらせましょう。
 いのちを守る新しい政権の実現へ、野党共通政策ができました。
 その実現へ、日本共産党は立憲民主党と政権協力で合意しました。
 政権交代を実現するために、ブレずに、誠実に市民と野党の共闘
 をすすめてきた日本共産党をのばしてください。



4つのチェンジ 自公政権にかわる新しい政治を

- 1 弱内強食の「新自由主義」を終わらせいのちと暮らしを最優先に**
 - ケアをささえる政治に 人間らしく贈ける職場に
 - 高齢者の医療負担増中止。 ●中小企業を支援して、最低賃金時給1500円。
 - 医療・介護・保育などの待遇改善。 ●長時間労働をなくす。非正規社員を正社員に。
- 2 省エネ・再エネでCO2を最大60%削減、玄海・川内原発は廃炉 気候危機打開の「2030戦略」**
 - エネルギー消費を4割減らす。 ●石炭火力発電の発電をゼロに。
 - 電力の50%を再生可能エネルギーで。
- 3 生産で1億円=男女賃金格差をなくしジェンダー平等の日本へ**
 - 選択的夫婦別姓、LGBT平等法の実現、同性婚を認める法改正。
 - 「強姦ゼロ」=性暴力を本気でなくす。
- 4 辺野古新基地中止とアメリカいいなりから脱却 核兵器禁止条約に参加**
 - 自衛隊の9条改憲は許さず、佐賀空港のオスプレイ配備ノー、
 - 島根県への基地建設に反対。

- 実現へ全力**
 - 議員生活費削減を50万円引き上げ、
 - 対談を「一部報酬」まで拡大。
 - 有期再選へ専門調査員話し合いを。

- 医療ささえ、いのちを守る
- ①感染症対策と保健所の予算を2倍に
 - ②PCRの大規模検査を
 - ③持続化給付金の第2弾を
 - ④コロナ収入減の人に、1人10万円「暮らし応援給付金」を



比例代表は 日本共産党

とお書きください。候補者名を書くところになります。

詳しい政策はこちらから



何があっても心配するな。消費税は廃止! 一人20万円現金給付

そんな国をあなたと作りたい。政府の大胆な財政支出で社会の隅々までお金を循環させコロナ不況を食い止め、25年のデフレを吹き飛ばす!

コロナ感染期徹底補償付きステイホーム時(3ヶ月)



比例九州ブロック 名簿登載者

大島九州男 前参議院議員 (福岡8区)

20年以上続くデフレ、そしてコロナによって疲弊をした国民のための消費税廃止、積極財政の推進。既存の政治ができなかったことを実行できるのは、れいわ新選組だけです。その確信の元、廣生太郎副総理兼財務大臣と3度目の戦いに挑むことを決意しました。

2021年 衆議院議員選挙 マニフェスト れいわニューディール

2枚目の投票用紙 比例代表は、

れいわ

と書いて ください。

詳しくはこちらから



れいわ 新選組 (略称:れいわ) 代表 山本太郎

投票日は10月31日(日)です。



○有権者の皆さまへ投票所でのお願い

- マスクの着用、咳エチケット、来場前・帰宅後の手洗い・うがい
- 混雑緩和のため、期日前投票の積極的な利用を

○新型コロナウイルス感染症で自宅療養・宿泊療養をされている方は、特例郵便等投票ができます。

○詳しくはホームページをご覧ください

<https://www.pref.nagasaki.jp/section/senkan/>



令和3年 衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区選挙公報 長崎県選挙管理委員会

10月31日執行



新しい時代を 皆さんとともに。

- 1** 感染症から命と暮らしを守る。
- 4** 日本列島の隅々まで、活発な経済活動が行き渡る国へ。
- 7** 「教育」は国家の基本。人材力の強化、安全で安心な国、健康で豊かな地域社会を目指す。
- 2** 「新しい資本主義」で分厚い中間層を再構築する。「全世代の安心感」が日本の活力に。
- 5** 経済安全保障を強化する。
- 8** 日本国憲法の改正を目指す。
- 3** 国の基「農林水産業」を守り、成長産業に。
- 6** 「毅然とした日本外交の展開」と「国防力」の強化で、日本を守る。

比例代表は「自由民主党」または「自民党」とお書きください。



小選挙区は、あなたの街の自民党の「候補者名」をお書きください。

福岡県							
福岡1区 井上 たかひろ	福岡2区 おにき 誠	福岡3区 古賀 あつし	福岡4区 宮内 ひでき	福岡6区 はとやま 二郎	福岡7区 藤丸 さとし	福岡11区 たけだ 良太	
佐賀県		長崎県		熊本県		大分県	
佐賀1区 岩田 かずちか	佐賀2区 古川 康	長崎1区 はつむら 滝一郎	長崎2区 加藤 竜祥	熊本1区 木原 みのも	熊本3区 坂本 てつし	熊本4区 金子 やすし	大分1区 高橋 まいこ
宮崎1区 たけい 俊輔	宮崎2区 江藤 拓	宮崎3区 ふるか よしひさ	鹿児島1区 みやじ 拓馬	鹿児島3区 小里 やすひろ	沖縄1区 コクバ 幸之助	沖縄2区 ミヤザキ 政久	沖縄3区 島尻 あい子
<small>○次の候補者は、小選挙区のみ立候補しております。福岡5区 原田よしあき 福岡8区 あそう太郎 福岡9区 みはら朋彦 福岡10区 山本幸三 長崎3区 谷川やいち 長崎4区 北村誠吾 熊本2区 野田たけし 大分2区 えとう征士郎 鹿児島2区 金子万寿夫 鹿児島4区 森山ひろし ※法令により、小選挙区のみ候補者は、本公報に載り得る候補ができません。</small>							

政治は国民のもの
自民党

令和3年 衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区選挙公報 長崎県選挙管理委員会

10月31日執行

比例は
「NHK党」
とお書きください。



党首 立花孝志

NHKと裁判してる党 弁護士法72条違反で

NHKと裁判してる党弁護士法72条違反で(略称:NHK党)は、NHKから被害に遭われている方をお守りするためだけにできた国政政党です。この想いは政党名が変わる前の「NHKから国民を守る党」であったときから変わっていません。NHKは違法な手口で契約を迫るだけでなく、インターネットからも受信料を徴収しようとしています。「NHKを頼まない」という自由を守る為、NHK党 コールセンター 03-3696-0750 お困りごとがあれば 受付時間:9時~23時(年末年始を除く) いつでもご相談ください。

NHK党はNHKの違法行為について実際に裁判をすることで追及しています。NHKに関するご相談や質問、お困りごとがありましたら、NHK党コールセンターまでお気軽にお電話ください。

NHKが変われば日本が変わる。
NHKをぶっ壊す!



九州選挙区に
私たちがいます。

九州ブロック
比例代表名簿登録者



あなたの選択が
ここにある
福岡県(第4区)
代表 谷内 彰



生活第一の政治を!
農業に活力を!
熊本県(第3区)
代表 馬場 こうせい



女性の視点で
政治を変える
福岡県(第11区)
代表 しき 玲子



あなたの安心生活!
鹿児島県(第4区)
代表 米永 あつ子



ウチナーの未来は
ウチナーンチュが決める
沖縄県(第2区)
代表 新垣 クニオ

非正規・貧困社会からの 脱却宣言

- ◎いのちを救え! コロナにそなえ医療・介護の強化
- ◎消費税3年間ゼロで生活再建、財源は大企業の内部留保へ課税
- ◎安心の子育て・老後、教育の無償化で若者に希望
- ◎選択的夫婦別姓導入、ジェンダー平等・多様性社会実現
- ◎気候危機まっただなし! 環境と人間の共生、脱原発実現
- ◎アジアの平和は外交で! 憲法を活かす政治



社民党党首 高橋みずほ

生存のための政権交代 比例区は 社民党



代表 松井 一郎

身を切る改革、実行中。

維新はやる。政治家のあり方を変える。

年金で暮らしていけるのか
老後の生活不安

最低所得保障
給付つき就職控除
または
ベーシックインカム
の導入によって

安心して挑戦できる社会へ
雇用の流動化とチャレンジを支援し、
賃金水準の向上を実現します。

社会保障制度に安心と納得を
再分配の最適化・統合化を検討。
年金等をめめた社会保障全体の
改革を推進します。



議員報酬・議員定数
3割削減

九州ブロック
比例代表
名簿登録者

比例代表は
「維新」または
「日本維新の会」と
お書きください。

小選挙区は候補者名をお書きください。

衆議院選挙2021
秘密サイトは
こちら



福岡県 第1区
山本こうせい



福岡県 第2区
しんかいたかし



福岡県 第4区
あべひろき



福岡県 第10区
西田ちから



宮崎県 第1区
外山イツキ



沖縄県 第2区
山川やすひろ

投票日は10月31日(日)です。



○有権者の皆さまへ投票所でのお願い

- マスクの着用、咳エチケット、来場前・帰宅後の手洗い・うがい
- 混雑緩和のため、期日前投票の積極的な利用を

○新型コロナウイルス感染症で自宅療養・宿泊療養をされている方は、特例郵便等投票ができます。

○詳しくはホームページをご覧ください

<https://www.pref.nagasaki.jp/section/senkan/>



令和3年10月31日執行 最高裁判所裁判官国民審査審査公報 長崎県選挙管理委員会



最高裁判所判事
深山卓也
昭和二十九年九月二日生

略歴

東京都生まれ。練馬区立大泉南小学校、大泉第二中学校、都立富士高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。以後、東京地裁、函館地裁、公称等調整委員会事務局に勤務。昭和五十七年四月、判事補任官。以後、福岡高裁那珂支部、東京地裁、東京高裁の判事として勤務するとともに、法務省民事局参事官、大臣官房参事官、大臣官房審議官、司法法制部長を務める。二三年一月、東京地裁判事補任官。二四年九月、法務省民事局長。二七年一月、東京高裁判事部長。二八年二月、さいたま地裁所長。二九年一月、東京高裁長官。三〇年一月、最高裁判所判事。

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 一 平成二九年一月二日施行の衆議院議員総選挙について、小選挙区選出議員の選挙区別規定は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとはいえず、公選選挙法の規定が憲法に違反するものという趣旨の決定（多数意見）
- 二 令和二年三月三日、第一小法廷判決
タクワン労働者の退職金の計算に於いて残業手当に相当する額を控除し、その上で残業手当が支払われても、残業手当の額がそのまま歩合給の減額につながらず、歩合給の額が〇円となることもあるなどの判決で示す事情の下では、労働基準法三七条の罰則規定が支払われたとはいえず（全員一致、裁判長）
- 三 令和二年一月十八日、大法廷判決
令和元年七月二日施行の参議院議員通常選挙について、選挙区選出議員の議員定数配分規定は、憲法に違反するに至っていないことである（多数意見）
- 四 令和二年二月二十四日、大法廷判決
市長が孔子を祀った施設的所有者に対し、地裁の使用料全額を免除した行為は、判決で示す事情の下では、市が特定の宗教に対して特別の優待を授け、これを援助していることを認められてもやむを得ないもので、憲法二〇条三項に違反する（多数意見）
- 五 令和三年五月十七日、第一小法廷判決
労働大臣が石綿含有率について労働安全衛生法に基づき規制根拠を適切に行使し、一人親方に対し、損害賠償責任を負う。

石綿含有率の製造メーカーが石綿粉じん危険性を建材に表示すべき義務を怠ったことと判決で示す事情の下では、メーカーは、石綿粉じんをばらばらして石綿不燃性建材に加工した大工に対し、民法一九条、事後の損害賠償により損害賠償責任を負う（全員一致、裁判長）

夫が妻を殺害したと認められ、妻の遺言に基づき民法七五〇条及びこれを受けて特約後に夫が称する氏を婚姻の必要の記載事項として戸籍法七四条一号は、憲法二四条に違反しない（多数意見、補足意見付加）



最高裁判所判事
岡正晶
昭和二十二年二月二日生

略歴

香川県豊後郡（現高松市）国分寺町という段々状の小さな山に生まれる。山あいのどかな地域で、中学校の数学教師の次男として生まれ育ち、同立国分寺南小学校、同立国分寺中学校（敬式テニスを経て、香川県立高松高等学校（バドミントン部）を卒業。昭和五十五年三月、司法修習生（三十四期、大阪で実務修習）

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 一 平成二九年一月二日施行の衆議院議員総選挙について、小選挙区選出議員の選挙区別規定は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとはいえず、公選選挙法の規定が憲法に違反するものという趣旨の決定（多数意見）
- 二 令和二年三月三日、第一小法廷判決
タクワン労働者の退職金の計算に於いて残業手当に相当する額を控除し、その上で残業手当が支払われても、残業手当の額がそのまま歩合給の減額につながらず、歩合給の額が〇円となることもあるなどの判決で示す事情の下では、労働基準法三七条の罰則規定が支払われたとはいえず（全員一致、裁判長）
- 三 令和二年一月十八日、大法廷判決
令和元年七月二日施行の参議院議員通常選挙について、選挙区選出議員の議員定数配分規定は、憲法に違反するに至っていないことである（多数意見）
- 四 令和二年二月二十四日、大法廷判決
市長が孔子を祀った施設的所有者に対し、地裁の使用料全額を免除した行為は、判決で示す事情の下では、市が特定の宗教に対して特別の優待を授け、これを援助していることを認められてもやむを得ないもので、憲法二〇条三項に違反する（多数意見）
- 五 令和三年五月十七日、第一小法廷判決
労働大臣が石綿含有率について労働安全衛生法に基づき規制根拠を適切に行使し、一人親方に対し、損害賠償責任を負う。

石綿含有率の製造メーカーが石綿粉じん危険性を建材に表示すべき義務を怠ったことと判決で示す事情の下では、メーカーは、石綿粉じんをばらばらして石綿不燃性建材に加工した大工に対し、民法一九条、事後の損害賠償により損害賠償責任を負う（全員一致、裁判長）

夫が妻を殺害したと認められ、妻の遺言に基づき民法七五〇条及びこれを受けて特約後に夫が称する氏を婚姻の必要の記載事項として戸籍法七四条一号は、憲法二四条に違反しない（多数意見、補足意見付加）



最高裁判所判事
宇賀克也
昭和三十年七月二日生

略歴

東京都生まれ。練馬区立大泉南小学校、練馬区立大泉第二中学校を経て、東京教育大学（現・筑波大学）附属高等学校を卒業。昭和五十七年四月、東京大学法学部卒業。五八年七月、東京大学法学部助手。五九年八月、ハーバード大学法学部助教授。五九年八月、カリフォルニア大学バークレー校客員研究員。六〇年七月、ハーバード大学法学部助教授。六一年九月、東京大学大学院法学政治学研究科教授。六二年四月、放浪大学大学院主任講師兼客員教授を兼任。六三年四月、日本公法学会理事。六四年七月、東京大学公共政策大学院教授を兼任。六八年七月、関係等不服審査委員会、知的財産分科会副会長。七〇年一月、総務省代表自治給付処理委員。七二年三月、東アジア行政法学会理事。七六年一月、IT総合戦略本部パソナグループに関する検討会副会長。七六年二月、内閣府独立行政法人審議会副会長。七六年三月、東京情報公開、個人情報保護審議会会長。七九年四月、神奈川県情報公開、個人情報保護審議会会長。七八年二月、人権交流推進委員会。八〇年四月、国立国会図書館資料利用制限研究会会長。八〇年一月、消費生活審議会安全調査委員会委員長。八〇年七月、内閣府公文書管理委員会委員長。三一年三月、最高裁判所判事。

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 一 令和二年六月三日、第三小法廷判決
ふるさと納税制度の告知に及ぼす寄附者の募集及び金額について定める部分は憲法及び法律に抵触しない（全員一致）
- 二 令和二年一月十八日、大法廷判決
参議院議員通常選挙時の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は違憲であったとする反対意見を述べた。
- 三 令和二年一月二日、大法廷判決
普通法公共団体の議会の議員に対する出稼禁止の懲罰的通告は司法審査の対象となる（全員一致、補足意見付加）
- 四 令和二年二月三日、第三小法廷判決
再審請求を棄却した原決定について、再審開始すべきの反対意見を述べた。
- 五 令和二年六月十五日、第三小法廷判決
刑事被告人の被疑者及び容疑中にある被告人に関する保有個人情報は、行政機関個人情報保護法に基づく請求の対象となる（全員一致、裁判長、補足意見付加）
- 六 令和二年六月三日、大法廷判決
夫婦間を義務付ける民法七五〇条及び夫婦が称する氏を婚姻の必要の記載事項として戸籍法七四条一号の規定は憲法二四条に違反するものという反対意見を述べた。

夫が妻を殺害したと認められ、妻の遺言に基づき民法七五〇条及びこれを受けて特約後に夫が称する氏を婚姻の必要の記載事項として戸籍法七四条一号は、憲法二四条に違反しない（多数意見、補足意見付加）

夫が妻を殺害したと認められ、妻の遺言に基づき民法七五〇条及びこれを受けて特約後に夫が称する氏を婚姻の必要の記載事項として戸籍法七四条一号は、憲法二四条に違反しない（多数意見、補足意見付加）



最高裁判所判事
堺徹
昭和三十三年七月十七日生

略歴

和歌山県田辺市生まれ。地元小学校、中学校、和歌山県立田辺高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。昭和五十七年四月、司法修習生。五九年四月、判事補任官。以後、札幌地裁、札幌地裁審査官、大阪地裁、大津地裁、法務大臣官房司法法制調査部、東京地裁八王子支部、東京地裁の各検事、旭川地裁検事、最高検事取次検事などとして勤務。平成二〇年九月、東京地検交通部長。二一年一月、東京地検公安部長。二二年七月、福島地検特別捜査部長。二四年七月、福島地検検事正。二五年七月、東京地検検事正。二六年七月、東京地検検事正。二八年九月、仙台高検検事長。二九年七月、次長検事。三〇年七月、東京高検検事長。三一年七月、最高裁判所判事。

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 一 令和二年六月三日、第三小法廷判決
ふるさと納税制度の告知に及ぼす寄附者の募集及び金額について定める部分は憲法及び法律に抵触しない（全員一致）
- 二 令和二年一月十八日、大法廷判決
参議院議員通常選挙時の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は違憲であったとする反対意見を述べた。
- 三 令和二年一月二日、大法廷判決
普通法公共団体の議会の議員に対する出稼禁止の懲罰的通告は司法審査の対象となる（全員一致、補足意見付加）
- 四 令和二年二月三日、第三小法廷判決
再審請求を棄却した原決定について、再審開始すべきの反対意見を述べた。
- 五 令和二年六月十五日、第三小法廷判決
刑事被告人の被疑者及び容疑中にある被告人に関する保有個人情報は、行政機関個人情報保護法に基づく請求の対象となる（全員一致、裁判長、補足意見付加）
- 六 令和二年六月三日、大法廷判決
夫婦間を義務付ける民法七五〇条及び夫婦が称する氏を婚姻の必要の記載事項として戸籍法七四条一号の規定は憲法二四条に違反するものという反対意見を述べた。

夫が妻を殺害したと認められ、妻の遺言に基づき民法七五〇条及びこれを受けて特約後に夫が称する氏を婚姻の必要の記載事項として戸籍法七四条一号は、憲法二四条に違反しない（多数意見、補足意見付加）

夫が妻を殺害したと認められ、妻の遺言に基づき民法七五〇条及びこれを受けて特約後に夫が称する氏を婚姻の必要の記載事項として戸籍法七四条一号は、憲法二四条に違反しない（多数意見、補足意見付加）

令和3年10月31日執行 最高裁判所裁判官国民審査審査公報 長崎県選挙管理委員会



最高裁判所判事
わたなべ りこ
昭和三十三年二月二十七日生

略歴
福岡県生まれ、父の転勤に伴い、福岡県、宮崎県、山形県、新潟県で育つ。宮崎県第一女子高等学校卒業。
昭和五十八年三月 東北大学法学部卒業
六十二年四月 司法修習生
六三年六月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
ワシントン州立大学ロースクール修了（M.A.）
同年九月 海外法律事務所勤務
七二年十月 弁護士登録取消
同年一月 公正取引委員会事務総局勤務
一〇年九月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
一六年四月 慶應義塾大学法科大学院教授
一九年四月 内閣府国民競争入札等監理委員会委員
二四年三月 日本放送協会経営委員・監査委員
令和元年一月 司法試験考査委員（経済法）
二年九月 国立大学法人お茶の水女子大学監事
三年七月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。
裁判官としての心構え
最高裁判所は「法の番人」として、ひとつひとつの事件について公平・妥当な判断を行うことが重要であり、同時に、最高裁判所の判断が先例・規範としてどのように使われていくか、様々な事案においてひとりひとりの国民や社会経済に与える影響を想定し、「法」が正しく機能するよう善悪の努力を怠りなく後継を担っていると考えます。

これまでの弁護士としての職務、公的活動等での経験及び日々の生活を通じ、価値観が多様化する中で、まず、そして常に、「法」は何かと問われてきており、最後の拠り所としての「法」の重要性が高まってきていると感じてきました。裁判所はこのような期待に応えていくことが重要であり、私は、最高裁判所として、ひとつひとつの事案において、それぞれの主張とその拠り立つところを丁寧に検討し、同時にその判断の意味するところを大局的に考えながら「法」と向き合っており、当該事案の解決とあるべき法の解釈とに向けて「所懸命に努力していきたく」と考えています。
これまで、弁護士としての職務を果した上で、女性か否かというよりは、ひとりの弁護士として、依頼者や関係者から信頼される仕事をしたいと考えてきました。裁判官となっても司法の一翼を担う裁判官のひとりとして信頼して頂くような職務を果したいと考えています。しかしながら、やはり最高裁判所はこれまで女性法律家の数が増えること、また、法律家に限らず女性全体に機会が与えられることはとても重要なことであると考えています。私は、これまで先方が切り拓いてくださった道をたどることで現在に至っています。このたび最高裁判所として働く機会を頂くことが、今度は私が、より若い世代の女性の礎、さやかやかとその一石となるよう願っていきたくと思っています。



最高裁判所判事
やない りょうすけ
昭和三十三年四月十九日生

略歴
奈良県大和郡山田市で生まれ育ち、私立東大大学園中学校、同高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。
判事補任官
東京地裁、広島地裁、最高裁判所、同広報課、秘書課、神戸地裁で勤務。
神戸地裁判事、東京地裁判事、最高裁判所判事、同広報課長、同人事局長、東京地裁判事（部総括）、東京高裁事務局長等を務める。
一三年一月 最高裁判所判事
一八年一月 東京地裁判事
二〇年一月 大阪高裁判事
令和三年七月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。
裁判官としての心構え
「心構え」として最も重要なことは、最終審である最高裁判所の重責を常に自覚した上で、様々な分野の一つ一つの事件について、中立公正な立場から、誠実に真正面から向き合っていくことだと考えています。その際に虚心坦懐にしっかりと議論を読み込み、多くの人の意見を謙虚に聞くことが大切であると思っています。

変化が激しく、価値観の多様化が著しい現代社会においては、判断の難しい事件が飛躍的に増えています。グローバル化が加速する中、国際的な紛争も裁判所に持ち込まれています。そのような時代にあっても、我が国の社会のこれまでの歩みを正しく認識し、将来の在り方をしっかりと見定めるとともに、世界の動きについても的確に理解することが重要だと考えています。このような、時間的な広がりや空間的な広がりを意識しながら考えることを、絶えず意識しながら、一つ一つの事件について、幅広い視野と柔軟な発想をもって、バランスがとれた上より判断が出来るように心掛けていきたいと思います。
これまで、歴史にわたって地裁と高裁で長年裁判を担当してきました。その間、数多くの事件を担当しましたが、どの事件についても当事者の方たちの議論を十分に尽くし、証拠を事実に検討し、少しでも納得性の高い審理と判断が実現できるようにと色々工夫を重ねてきました。それと同時に、裁判を担当することへの「畏れ」の気持ちを忘れられなくとも、世界に目を向けてきました。最高裁判所に就任してから日が浅いため、関与した主要な裁判はありません。しかし、下級審において積み重ねてきた経験やその高裁の心構えを踏まえ、これから、最終審を担う一員として、さらに大きな視点に立つて仕事を考えようという思いがあります。
好きな言葉として「熟慮」という言葉があります。この言葉の意味を尽くして、「最高裁において、たくさん知恵を出し合って評議を尽くす」と思っています。



最高裁判所判事
ながた まさひろ
昭和二十九年四月一六日生

略歴
東京都保谷市（現・西東京市）生まれ、東京教育大学（現・筑波大学）附属駒場中学校、同高等学校卒業。
東京大学教養学部教養学科（国際関係論分科）卒業。
同 年 四月 外務省入省
同 年 七月 英日オックスフォード大学社会科学部特別ディプロマ取得
同月 外務省経済局以降、アジア局、条約局、在米国大使館にて勤務
四年三月 内閣法制局参事官補
七年一月 外務省欧亜局四等書記官、同条約局法務課長、在イソトシ参事官、後に同公使、外務省北米局参事官以降、国際法局参事官、総務局外交政策課参事官として勤務
一九年八月 外務省国際法局長
二二年八月 駐オランダ特命全權大使
二四年七月 外務省参事官
二八年七月 駐大韓民国特命全權大使
令和元年一月 駐英特命全權大使
二年二月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 令和三年六月三日 大法廷決定
民法及び戸籍法に於ける婚姻に際しての夫婦の氏の名に關する規定が憲法二四條に違反しないと判断した（多数意見）。その上で、夫婦の氏に關する法制度の合理性に關する事情の変化いかんによっては、これらの規定が同条に違反すると評価されるに至ることもあり得るが、このような法制度については、関連制度も含め、民主主義的なプロセスに委ねることによって、合理的な仕組みの在り方を幅広く検討して決めるようにすることと、事の性格にみさわしい解決であるとした（補足意見付加）。
二 令和三年九月七日 第三小法廷判決
被告人が、心神耗弱の状態にあったとした第一審の事実認定に誤りがあるとして、何ら事実取調べをせず完全責任能力を認めて自白した原判決は、法令違反があると判断し、破棄差戻とした（全員一致、裁判長決）。

裁判官としての心構え
一つ一つの事件に誠実に向き合い、その事件の背景、事情などを把握し、法律の適用に誤りなく努める。もって、適切な判断に至ることができるよう補助したいと考えています。これまでの行政官、外交官としての経験をもち、国際的側面を有する事件を含め、個別の事件の解決のために積極的に取り組むと共に、諸外国と共通する課題である高齢化、価値の多様化、デジタル化、グローバル化、ジェンダーなどが社会に及ぼす影響と司法による問題解決の在り方について、今日的な問題の検討にも力をつけ、今後とも努力していきたくと思っています。

○国民審査の投票用紙には **やめさせた方がよい** と思う裁判官について、その氏名の上の欄に **X** を書きます。
やめさせなくてよい と思う裁判官については、**何も書かない** ください。

○国民審査の投票用紙は **うぐいす色** です。投票用紙を間違えないようにしましょう。

投票所では新型コロナウイルス感染症対策を実施しています。
混雑緩和のため、期日前投票の積極的な利用をお願いします。